

| 平成28年陸別町議会9月定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|-------------------------|---------------|-----------|----------|-----------------|-------------|-------|
| 招集の場所 | 陸別町役場議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開会 | 平成28年9月6日 | 午前10時00分 | 議長 | 宮川 寛 | |
| | 延会 | 平成28年9月6日 | 午後04時41分 | 議長 | 宮川 寛 | |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| 出席 8人 | 1 | 中村佳代子 | ○ | 8 | 宮川 寛 | ○ |
| 欠席 0人 | 2 | 久保広幸 | ○ | | | |
| 凡例 | 3 | 多胡裕司 | ○ | | | |
| ○ 出席を示す | 4 | 本田 学 | ○ | | | |
| ▲ 欠席を示す | 5 | 山本厚一 | ○ | | | |
| × 不応招を示す | 6 | 渡辺三義 | ○ | | | |
| ▲⊗ 公務欠席を示す | 7 | 谷 郁 司 | ○ | | | |
| 会議録署名議員 | 谷 郁 司 | | 中村佳代子 | | | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 事務局長 吉 田 功 | | | 主任主査 吉 田 利 之 | | |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名 | 町 長 | 野 尻 秀 隆 | | 教育委員長 | 石 橋 勉 | |
| | 監 査 委 員 | 飯 尾 清 | | 農業委員会長（議員兼職） | 多 胡 裕 司 | |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 副 町 長 | 佐々木敏治 | | 会計管理者 | 芳 賀 均 | |
| | 総 務 課 長 | 早 坂 政 志 | | 町 民 課 長 | （ 芳 賀 均 ） | |
| | 産業振興課長 | 副 島 俊 樹 | | 建 設 課 長 | 高 橋 豊 | |
| | 保健福祉センター次長 | 丹 野 景 広 | | 国保健康診断所事務長 | （ 丹 野 景 広 ） | |
| | 総 務 課 参 事 | 高 橋 直 人 | | 総 務 課 主 幹 | 空 井 猛 壽 | |
| 教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 教 育 長 | 野 下 純 一 | | 教 委 次 長 | 有 田 勝 彦 | |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 農委事務局長 | 棟 方 勝 則 | | | | |
| | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|--------|--------------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 一般質問 |
| 4 | 議案第48号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 5 | 議案第49号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 6 | 議案第50号 | 町道路線の廃止について |
| 7 | 議案第51号 | 町道路線の認定について |
| 8 | 議案第52号 | 第5期陸別町総合計画の基本計画の変更について |
| 9 | 議案第53号 | 陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例 |
| 10 | 議案第54号 | 平成28年度陸別町一般会計補正予算（第4号） |
| 11 | 議案第55号 | 平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号） |
| 12 | 議案第56号 | 平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号） |
| 13 | 議案第57号 | 平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 14 | 議案第58号 | 平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 15 | 議案第59号 | 平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号） |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成28年陸別町議会9月定例会を開会します。

多湖議員より、午後からの会議を遅参する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 6月定例会以降の行政報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配布しております書面のおりありますが、口頭で3件御報告いたします。

まず1件目は、平成28年8月3日に実施いたしました農業関係機関合同による作況調査及び平成28年9月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

気象の経過について、本年は4月中旬から下旬にかけて一時低温の時期がありましたが、5月以降は、平均気温、最高気温、最低気温ともに平年より高く推移し、日照時間も

平年より多く、農作業も順調に進んでいました。また、適度に降雨もあり、各作物とも平年を上回り、順調に生育していました。

しかし、6月の降雨、日照不足、低温により、ほとんどの作物で平年より生育がおくれ始めました。平年より降雨の多い状態は8月まで続き、7月下旬からは平年より気温も高くなってきましたが、日照不足のため、生育の回復は見られていません。

8月17日から31日にかけて、台風7号、11号、9号、10号と、四つの台風が北海道に上陸するという異常な気象により、道内各地でさまざまな甚大な被害を受けております。

当町においては、17日の風、20日から23日の大雨により、農業施設、農作物の一部に被害を受けました。現在も天候は回復しておらず、日照不足、多くの雨、多湿の状況が続いているところでございます。

本年度の小麦の作付面積は193ヘクタールあり、品種は「きたほなみ」のほか、一部で「ゆめちから」も栽培されております。5月までは生育も順調に進んでいましたが、6月以降の曇天、降雨により、出穂期と成熟期がともに平年よりおくれました。天候不調のため8月に入ってからの収穫になりましたが、好天に恵まれ、収穫作業は順調に進みました。陸別町農協取り扱い分の31.25ヘクタール、これは「きたほなみ」なのですが、これにつきましては、8月8日で収穫が終了し、10アール当たりの収量は11.27俵となりました。これは、十勝管内では最多となっております。

サイレージ用トウモロコシは、好天により播種作業は順調に進みました。5月の好天が続いたことで、出芽までは平年より4日程度早くなりました。しかし、6月3日の低温、降雨、日照不足と低温の状況が続きまして生育は平年よりもおくれましたが、8月前半の好天、高温により、受粉は順調に進んだものと思われまます。台風の強風により、圃場によっては一部で、なびきや倒伏が見られましたが、現状では、収穫作業への影響は少ないと思われまます。草丈は、平年よりも低い状況にあります。

ビートの移植、直播の播種作業は、好天に恵まれ順調に終了しました。しかし、6月以降の降雨、日照不足により、湿害を受けた圃場も見られ、生育が停滞した時期もありました。現在の生育は、ほぼ平年並みですが、台風により冠水や水につかった圃場もあり、褐斑病や葉腐病の発生が見られております。

牧草については、春先からの好天に恵まれ、生育は順調でした。一番草の収穫は平年並みに始まりましたが、その後の降雨により収穫作業はややおくれました。一番草の収量は、収穫時期がおくれたこともあり平年よりやや多くなりましたが、栄養価が懸念されます。二番草の生育は、7月の低温と日照不足により、ややおくれしていました。収穫作業は、台風の影響による断続的な降雨と曇天のためおくれしており、品質と栄養価の低下が懸念されます。

続きまして、2件目は、「ひと・もの」協働輸送プロジェクトについてであります。

書面には、出発式を掲載しましたが、この事業は、貨客混載という路線バスで運送会社

の宅配荷物を運ぶというものでありまして、北海道運輸局が8月4日から9月3日までの1カ月間、十勝バスとヤマト運輸の協力を得て、足寄と陸別の区間で実証実験が行われました。この実証実験の成果検討会は、8月29日に足寄町役場において関係者出席のもと開催され、一定の成果が得られたとしまして、9月4日から本格運用に移行することが決定されたところであります。当町としましても、この取り組みに対しましては路線維持の取り組みの一環として支持するものであります。

3件目は、8月の台風による災害状況についてであります。

当町では、8月1日の小利別地区の豪雨から8月23日までの台風などの大雨により、甚大な被害を受けました。8月17日の台風7号では、利別川が、陸別の観測所で特別警戒水位の202.57メートルを超える202.62メートルを記録しました。また、8月20日から22日までの台風11号では、同観測所において危険水位の202.87メートルを超える203.12メートル、8月22日から23日までの台風9号では、202.87メートルを記録しました。

この利別川の増水により、台風11号と台風9号におきましては、いずれも災害対策本部を設置しまして、元町地区の一部住民に避難勧告、避難指示を行い、最大で6世帯13名の方が保健センターに避難いたしました。また、8月24日早朝には、この大雨の影響と思われる地すべりが栄町地区で発生し、再び、災害対策本部を設置いたしました。この地すべりにより2世帯4名の方が自主避難され、1世帯2名の方は今も引き続き避難されております。

このたびの大雨の被害につきましては、いずれも早急な対応が必要でありましたことから、その経費につきましては専決処分しております。後ほど議案として説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

行政報告、もう1点追加させていただきます。

配付した書面にありますが、8月29日に民進党北海道第11区総支部の台風災害等にかかわる現地調査がありました。衆議院議員民進党北海道総支部連合会佐々木隆博代表、第11区総支部石川知裕十勝代表代行等が来町されました。役場庁舎内において、被害状況を説明し、利別川の元町地区、栄町の地すべり1カ所等を視察されました。

あわせて、書面にはありませんが、9月1日に台風被害調査のため、自民党道連・議員会、台風等大雨被害対策本部調査団が北見市から足寄町に移動中、食事のため当町に来町されました。調査団は、自民党本部調査団団長の衆議院議員武田良太副幹事長外、北海道本部長衆議院議員吉川貴盛本部長など、20名を超える調査団でありました。その席上において当町の被害状況資料を配付し、説明したところであります。

28年9月5日現在、台風7号、11号、9号の被害額の状況、概算ですが説明申し上げたいと思います。

8月20日付専決処分させていただきました町道、農道、林道、衛生施設、1億1,003万9,000円。ホテル等キャンセル関係、これは3施設で29万円。農業関係にお

きましては、2,313万円。

内訳としまして、施設関係8施設の損害1,860万円、作物関係21件、453万円、そのほか町有林におきましては、トドマツが50本ぐらい倒木、約30万円ぐらいの被害ではなかろうかと思えます。民有林につきましては、ただいま調査中でございます。

合計1億3,375万9,000円となっております。

以上で、追加を含め4件の口頭の行政報告を終わりますが、お手元に配布しております事業、業務、工事等発注状況一覧表につきましては、後ほどゆっくりごらんをいただきたいと思えます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告の申し出があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

書面の中から1点、御報告いたします。

8月28日に開催予定の第49回町民スポーツレク大会は、相次ぐ大雨や台風による災害対策やその後の復旧作業などを考慮し、8月23日、関係団体と協議の上、中止することを決定いたしました。

各自治会の皆さんには、事前の準備など御協力いただきながらまことに残念ではありますが、中止のお知らせをしたところであります。改めて、大会関係者及び各自治会、団体関係者の皆様方に感謝とお礼を申し上げるとともに、来年の第50回大会に向けて御協力をお願い申し上げまして、教育関係の行政報告といたします。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日12時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番谷議員、1番中村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月2日に議会運営委員会を開催し、協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成28年陸別町議会9月定例会の運営について、9月2日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において、告示日に町長から配付のありました案件は、平成27年度各会計決算認定を含め計19件であります。議会関係では、一般質問4名、意見書案2件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査を予定しております。

本定例会の会期についてであります。決算認定にかかわる議案も含まれておりますので、資料準備期間等を鑑み、検討の結果、会期は、お手元に配付いたしました予定表のとおり、本日から9月15日までの10日間とし、9月9日から9月13日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議を開くことも考えられますので、御了承願います。

また、3日目の9月8日及び10日目の9月15日につきましては、予定どおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定いたしました。

次に、一括議題であります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの及び相互に関連性が高い議案については一括とすることとし、議案第50号及び51号の町道路線の廃止及び認定についての2件、議案第54号から59号までの平成28年度各会計補正予算6件、議案第60号から66号までの平成27年度各会計決算認定についての7件をそれぞれ一括して説明を受けることにいたしました。

このうち、町道路線の廃止及び認定についての2件につきましては、相互に関連性が高いため、質疑、討論も一括で行い、採決は別々に行うこととし、その他の一括議案につきましては、質疑、討論、採決はそれぞれ議案ごとに行うことにしますので、御了承願います。

また、平成27年度各会計の決算認定についてであります。会期前半に議案説明から監査委員への質疑までを行った上で休会を設け、質疑、討論、採決は9日目の9月14日以降、各会計ごとに行う予定であります。決算認定にかかわる資料請求に関しては、本日の会議終了後、議員協議会において事務局より説明があります。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月15日までの10日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月15日までとすることに決定しました。

◎日程第3 一般質問

○議長(宮川 寛君) 日程第3 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番本田議員。

○4番(本田 学君) それでは、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問の前に、台風等により災害に遭われた方に心からお見舞を、亡くなられた方には心から御冥福をお祈りしたいと思います。

災害の少ない陸別でも、避難指示が出たり、地すべりが起きたり、安心・安全が脅かされているという異常気象かなと思っております。この台風のときに、町長、副町長初め、わずかな睡眠の中、1人の犠牲者も出すことなく、町民の安心・安全を守っていただいたことに、まず感謝申し上げます。それと、職員の皆さんにも感謝申し上げます。

きょうはそんな安心・安全の中、安心についてであります。

その中で、まず一つ目の診療所の薬局についてということでありまして、論議する前に、もう既に強い意志を持って町長が決断され、院外処方という形で周知が始まっています。

ここで、反対とか賛成とかという議論をするつもりはありません。ただ、町民から寄せられた不安や疑問を少しでも解決できる場というか、議論になればよいと思っております。そして、町長にも説明責任があると思いますが、私も選挙で町民から選ばれたということで、私自身にも説明責任があると思いますので、よろしくお願いいたします。

「ぷらっと」の建設が始まり、石橋商工会会長を先頭に、町の活性化、そして陸別町にない業種、特に町民のアンケートの中で多かった薬局問題にどう取り組むかということで、大変な苦勞をして薬局を誘致したと聞いております。当初、私も一般質問等々をさせていただきまして、ここの診療所と薬局との関係をどうするのかということを質問しました。その中で、北勝光生会などの理解をもとに、そして患者さんが選べるということで、すみ分けをするという答弁をいただいております。

そして、「ぷらっと」開業半年、昨年12月に商工会のほうから院外処方の要請を受け、1月12日、議員協議会において4月から診療所の薬局を閉鎖して全て院外処方にするという報告を受け、議会もどうということなのかということで総務常任委員会などで議論を重ね、地域貢献ということもあるので時期の延期という報告を受けていたところであり

ます。そして8月、再度商工会から院外処方の要請を受け、8月25日、議員協議会で10月から診療所の薬局を閉鎖し院外処方にするという報告を受けたところであります。

この間、私も議員をやりながらお店をやっていたりすると、さまざまな人からどういうことなのかとか、いろいろ不安な質問とか、電話をいただいたり、さまざまなことを受けております。冒頭申し上げましたように、全てが行政がとか、職員がとか、そういうことでなくて、私自身議員としてもきちっと説明できるような、先ほどの論議になればいいなと思っておりますので、ここままで、町長の思いをまず伺いたいと思います。

それと、私の今のこの流れの中で、もし違うものがあつたりとか、正確なことを町民に伝えて理解してもらうなりとかということが必要かなと思っておりますので、まず町長の思いを伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、10月からの医薬分業、院外処方ですね、これをするようにと決断したところでございます。時系列的には、ほとんどというか、そのとおりでございまして、細かなことはあるのですが、それはまた話せばいろいろ時間もかかるので、省こうというふうに思います。

4月1日からということで、最初、皆さんも戸惑ったこととは思うのですが、議員協議会でもお話をしたのですが、やっぱりデメリットがあることで急にやってもどうかと、そういう思いもありまして、時間をかけることも必要だなと。そのデメリットを解決するようにして、新たにちょっと置いてからというふうに思って10月からと、熟慮の末、決定させていただきました。冒頭、スムーズに移行できますよう、議員の皆様にも協力を、私からもお願いしたいというふうに思っております。

この医薬分業、早くから国、厚生省が推奨しておりました。過去に、私も町議をやっているときに本田議員、多湖議員からもそちらの質問、私も同じ議員として聞いていたこともあります。医薬分業というのは、私も早くから、町長をやる以前から興味がありまして、自分なりにいろいろ、今の陸別のこのスタイルでいいのかなと、そんなことも含め考えてきました。

医薬分業とは、議員の皆さんはもう既に御承知だから言うまでもないのですが、患者の診察、薬剤の処方、医師が行う。医師の処方箋に基づいて、調剤や薬歴の管理、服薬の指導を経営的に独立した存在である薬剤師が行うという形で、それぞれの専門性を生かして医療の充実、高度医療を目指していくというものであります。

私も先ほど言いましたように、早くから興味を持っていて、陸別町の場合、皆さんも同じ思いでいると思うのですが、高齢化率も高まっている、そして何カ所も、陸別の病院だけではなくて専門の病院に行っていることもある。私もよくお年寄りのところを回らせていただいたら、薬がそれぞれで出っていて、この薬も一緒に減るはずなのだけれども減らなくてこれだけ余ってしまったと。いろいろな薬の不安ということをお年寄りの方も持っていらっしゃいますし、そこら辺、私なりにいろいろ研究してまいりました。

陸別、置戸の病院でもお世話になっている方がたくさんいるのですが、陸別、置戸は昔から病院の中で薬をいただくことができると。だから、それが慣例で当たり前という気持ちはもちろん、それは私どももそうだったのですが、ところが、冷静にいろいろ考えてみますと、十勝でもほかでも、ほとんどが院外処方になってきていると。それは、いろいろ病院の経営のスリム化だとか経営効率、そこら辺を配慮して、薬は在庫管理も含めて専門のところに任せたほうがいいのかなど。そういう考えで、院外処方が大分ふえてきたのではないのかなと、そんなことを思っています。

先ほども言いました。かけ持ちの診断等々、薬も過剰の投与、そういうことも防ぐこともできますし、しっかりした薬歴の管理もしていただきます。何カ所からもらっている薬も持っていくと、その日の朝・昼・晩飲む薬を一緒に分包していただくこともできますし、また、薬の種類を患者さんみずから、例えばジェネリック医薬品に選択することもできます。そういったいろいろなことで医療費も抑えられることになるのではないのかなと。

最初、各市町村に聞いてみましたが、最初のうちはやっぱりどうしても戸惑い、混乱が発生するそうですが、町民の皆さんの協力と慣れによって、すぐにその不満は消えていったというところがほとんどでございました。

最初、本当に患者の皆さん、今まですぐ横で薬をもらっていたのが、院外処方になると、ちょっと遠くのところに行って薬をいただかなければならない。冷静に考えますと、議員協議会でもありました、大分遠くなると、それについてどうするのだと。

まず、そこら辺のデメリットをなくすということに対しまして、これは直接院外とは別なのですが、私の選挙公約の中にありました、お年寄りの皆さんが歩くのも大変だ、買い物に行くのも大変、冬場、街場の病院に来るのも大変だということで、コミュニティーバスを何とか走らせたいということで、それも何とか調整がついて、11月1日、これは直接院外処方とは関係ないのですが、11月1日から年度内、補正にも上げさせていただきました、親切にいろいろ寄っていただけるのではないかなと。それには、病院に来ることに協力できるのではないかなと、そんなようなことも考えております。

また、11月1日からですから、10月から院外ということで、10月からは町の直営で、30分置きぐらいに診療所とぷらっと間を往復しなければいけないのかなと、そういう計画を10月1日から10月いっぱい、そういうことで考えておりますので、そこら辺は。

どうしても一度、薬ですから、行って医者でいう処方箋をどうしてもつくっていただかなければならないのです。その1回目だけが、例えば15分や20分、ときによっては30分近くかかることがあるから、それが1回目は大変だなと思われることがあると思うのですが、それを1回登録してしまえば、2回目からはそういうふうに送っていただくようなお客さんであれば、薬局は間違いなく2回目からは配達をしてあげるよと、宅配をしてあげると。面談したお客さんの状態はもちろん見させていただくのですが、そういう方に

は宅配をしてあげると。扱っている商品で大きなものがあれば、そこら辺も含めて宅配してあげるよと、そういうことも伺っております。

また後で、ほかのことは、議員の質問によって、また答えさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 思いを伝えていただく時間なので、全然、長くなっても何しても構わないので、思いを伝えてください。僕は、僕自身の質問の仕方ですみますので、気にせずやっていただければと思います。

院外処方、今、町長もおっしゃいましたが、院外薬局ということで、私もいろいろ調べて、そこは将来的には院外薬局にしたほうがいいのではないのかなということで、反対ではありません。メリットが、先ほどおっしゃったように、ジェネリックの選択のことがあったり、病院経営の中に薬の在庫の問題があったり、そういう中にいろいろ患者さんの選択ができたり、1億円の薬剤費がどうだとかといういろいろな問題がありますが、そこにたどり着くと、ということであります。

ただ、町民の立場から、なぜ、今薬剤師がいるのに院外処方で、病院から離れた「ぷらっと」に行かなければいけないのだという意見が、やっぱり遠過ぎるということが非常に多いです。

1月に、町長から院外薬局というか、全部閉鎖をしてと言われたときから、いろいろな情報の中に、もう一方では、商工会側というか、9月2日に議会と商工会との勉強会で「ぷらっと」の薬局問題、施設を建てるに当たって1丁目1番地という説明を商工会長から受けました。私は経過は経過として、町民の立場と、僕も商工会員ですから、あそこの「ぷらっと」に薬局、これはアンケートの中で薬局ということで、そこに誘致して「ぷらっと」が建ち上がって進んでいるという、この二つの問題の落ちどころというのはどこにあるのかなというので、ずっと考えている中に、8月25日に薬局を閉鎖していくという町長の強い意志と決断があったというところであります。

だからといって、私自身、だから言ったじゃないのとか、だからこうなったではないのという人間にはなりたくないと思っております。

ただ、町民の皆さんに、町長初め、現場の職員とかが相当なエネルギーを使って説明というか、そういう手段が必要なのではないかなと思っておりますが、現時点でも、どこの自治会長さんだったか、町長が出向いて行って説明をしたりとかということも耳には入っております。

これから、議会が終わってからの話になると思うのですが、時間も余りない中で、どのような説明の場所というか、既にもうやっていることであれば報告していただきたいのですけれども、どのようにエネルギーを持って説明をしていくのかなと。既に回覧も回っておりますが、回覧には、処方のやり方ということで、厚生労働省の勧めによってということの回覧が回っているところではありますが、これからいろいろな、今のなぜなのだという

話がいろいろ出てくるのかなと思っておりますが、その辺のこれからの対応について、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ここで一つ、今のお話の中で、誤解されたら困るのですが、診療所は入院患者がおりますので、今の薬剤師はもちろんそのまま薬剤師として勤めていただきます。先生方にも御理解をいただいていますし、薬剤師にもその旨理解はいただいております。

ただ、10月からは、今の薬剤師から特別な理由がない限りは院外でやってもらうということになっていきますので、薬剤師には、決して仕事もまたないわけではございませんし、活躍できる場の提供は間違いなくできると、そのように思っています。

この間の回覧ですが、あの時点ではあれぐらいの内容しか書けなかったというのも事実でございます。これから、より詳しく町民の皆さんに説明していかなければならないというのは、議員のおっしゃるとおりだと、私どもも認識しております。保健センターの職員にも診療所の職員にも、そういうふうに関心する、そこら辺、戸惑う町民の方が出たろうから、そこら辺は今まで以上に親切に、説明なり対応なりをして、やっていただきたいと思っておりますし、この後、補正で乗っけて、それも皆さんに御理解していただいて、通していただければ、そこら辺のことも、皆さん心配していることも、次の回覧等で回したいなというふうに思っています。

また、ちなみに、議員からもお話があったのですが、私から三十何カ所の自治会長さんのところを回ってきました。集まってもらうなんて、そんな上から目線のことはできませんので、私からそれぞれ回ってきました。その感覚として、遠慮して何も言わない人は二、三名はいたのですが、「急だな」という人ももちろんいました。そして若い方は平均「今、時代だから、それは当たり前ではないの」という方は、若い人の間では理解は示していただいているなど。そして、自治会長さんの中では、既に院外薬局を使って「俺も行っているし、便利で、届けてくれるし、ありがたいよ。だから、そこら辺もう少し、町も宣伝したらいいよ」と言ってくれる方も、年配の方で何名かいらっしゃいました。

私どもも、急なこともありますので、これから自治会長にもいろいろな意見が届くことと思っております。そのことは遠慮なく私ども役場のほうに届けていただきたいと。それを少しでも解消するように粘り強く一生懸命頑張っていく覚悟だから、そこら辺よろしく願いしますと1軒1軒頭を下げてきたところでございます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） これからになっていくと思うのですけれども、丁寧な、本当に現場にいる職員とか大変なのかなと思っておりますが、町長が舵取りをして、そっちに行くのだということであれば、そういう方向に職員もエネルギーを使ってやっていかなければいけないのかなと思っております。

何点か、これはやってみなければわからないとか、いろいろなことが出てくるかなと思

うのですが、心配なことを何点かお話ししたいなと思います。

院外薬局というのは、敷地内ではだめなのですけれども、近くにあつて院外で、歩いて行ける距離にほかの病院は大体なっております。距離がこれだけ遠くなります。これはそこにしかないという選択なのですね。院外というのは、ここの薬局だけを使うのではなくて、選択がいろいろできて、ほかの町に行っても別に構わないという、指定のそこだけということではないと思うのですよね。

ただ、診療所の薬局を閉めてそこに行くということは、ここに距離が生まれるのですね。車の不便さとか何とかということは、多分弱者と云ったらあれですけれども、車を持っていない人とかには、今のコミュニティーバスだとか何とかといろいろなっていくと思うのですけれども、どっちにしても移動が出るのですね。そのときに、やはり事故が起きたりとか、そういうときに、それは自己責任ですよとか、そこは守りますよとか、いろいろなことというのが出てくると思うのですよね。

それと、やはり飲食店が入った中に、今、薬局がありますが、今も院外処方をして患者の出入りはあると思うのですけれども、これからそこに集中してとなると、待合室とか、今の薬局もそんなに広くはないと思うので、スペースの問題だとか、あと、お昼にどれだけ重なるか、夕方はもちろんないと思うのですけれども、そこに食べ物を食べに来る人とかが同じところから入っていくというのは、保健所が通って、今もちゃんとなっていると思うのですけれども、やはり工夫が必要かなと思うのですが、そういう不安材料を先に言うのもあれなのですけれども、いろいろ寄せられた不安、そして僕の頭の中でも、そうかなと思うことなのですけれども、町長はいかがだと思いますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 距離の件なのですが、私も、確かに、それは最初お話をしました。今、横でもらっているのと、診療所の中でもらっているのと、あそこでもらうのは、距離は確かにあります。それは頭にあるのですが、私どもも大分そこら辺、足で困る患者さんは多いのかなと思いつつながら、私らも見させていただきましたし、いろいろな方にも調査していただいたのですが、歩くのが大変な人というのは、やっぱり家族の方がみんな心配して、娘さんが病院まで送って行って終わったら母さんを乗っけて、そしてという方がいます。

私らも、北見や帯広の病院に行つて、院外で、それはどこの薬局を選ぶことも可能ですから、たくさんあるところは。診察終わつて、院外に行くときに車の運転をしていくわけなのですが、それが車で何十秒の世界だと思います。確かに動くものですから、それはリスクは発生しますが、そこら辺は普通の生活の中の範疇でないのかなと、そこら辺の注意を喚起することも大事ではないのかなと思います。

それと、今、専門のほうからちょっとメモが来たのですが、私らも他町の病院に行つて院外を使うとき、例えば隣にあるやつを使わないで、離れたいつものところに行くこともあるのですが、その中の移動は自己責任の範囲でやるということですので、そこら辺も含

めて考えれば、そんな遠い遠いということは当てはまらないのかな、そこら辺は理解してくれるのではないのかなと、その範疇だと私は思っております。

また、そういう方は先ほどもお話ししました。1回行っていただければ、このおばあちゃんにはやっぱり配達したほうがいいなと向こうで考えれば、2回目からは行かなくてファクスを入れれば、家まで配達ということも薬屋では間違いなく確約していただいております。

それと、人が集まるところで、例えば風邪のうつる病気を持っていくとか何とか、食事に行ったり、整体に行ったり、あそこに集まります。そこに行ってもらうのはどうかという事は、議員協議会の中でも、私、話した記憶があるのですが、議員おっしゃるように、そこら辺も含めて保健所の許可も受けておりますし、薬局にお話を聞きますと、そういう患者さんは、離れた車で待っていただいて、配達したり、車まで届けたり、そういうサービスもできますよということなので、とりあえずは、まず1回行って、受け付けして、薬屋のカルテをつくっていただくということが大事なのかなと。

ですから、議員おっしゃるその二つの面に関しては、私どもは全くといたら、それはちょっと違いますが、理解していただける範疇でないのかなと、そんなふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 今の話の流れの中でいくと、陸別の中で唯一の薬局になるので、薬局との今みたいな細かいことでも、常時打ち合わせではないですけれども、いろいろこんなこと起きたよとかという、そういう定期的なとか、不定期なではないですけれども、寄せられた、やはり今のうつる患者さんはそういうふうにやっていますよとか、いろいろなことなのですけれども、そういうことを密にやっていく必要があると思います。

そんな中に、相手も民間企業でありますし、商売ベースが合わなかったら撤退しますとか、いろいろなことになっていくと思うのですけれども、こういう形で薬局を一本化ではないのですけれども、院外処方にするということは、約束事というか、そういう密な連携と、あと、赤字でずっといてとかいろいろなことなのですけれども、そこら辺の約束事とか、やはり地域貢献という責任の中に今の薬局との連携というのが必要ではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それはおっしゃるとおりで、私どもも同じ気持ちを持っております。商工会のほうは、今まで早くから関係がありますので、来ていただく誘致や何かをしていますので、そこら辺の信頼関係があります。これから陸別町がおつき合いさせていただくことで、議員の思っていることは、私どもも同じことを考えていまして、ましてこういう、例えば災害になったときに、薬や何かもスムーズに町民の皆さんに提供していただけるとか、そういったような協定を結ばなければならないなど。

一発で大変盛り込んだものは、それは無理かもしれませんが、それはお互いの信頼関係

で築いていくものですが、とりあえず最初は、そういったような協定。そしてファーマライズという会社なのですが、一部上場していて、道内でもそういうところに一、二店舗出しているところでもありますので、そこら辺のことも含めまして、これから意思の疎通を図って、信頼関係を築いていきたいと。もちろん商工会は入ってのことなのですが、信頼関係を築いていきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） まだやっていないことに、ああだこうだとかということの話になると、やってみなければわからないというところにたどり着いてしまうので、この辺にしますが、まとめではないのですけれども、町民が不安にならないように、これから動いてみないとわからないことというのはいっぱいあると思うので、今、町長おっしゃったように、臨機応変に連携をとっていただいて、やっていってほしいなと思います。

次に、ごみの減量化についてということで、まず、ごみをどうやって減らしていきましようかということもあるのですけれども、町民の意識をどうやって高めていって、ごみが少なくなっていくのかと。

これは小さな町だからやれることなのかということで、ちょっと提案という形になるのかなと思うのですが、まず、6月の補正で104万5,000円ということで、不法投棄の問題がありました。非常に悲しいことでありまして、この小さな町ではすごい金額の処理ということでもあります。

率直に、町長の不法投棄に対する、もう今処理をしている段階になっているのかということになるのですが、その辺の思いをお聞かせ願います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 不法投棄につきましては、陸別町は、環境に優しい町、オーロラが見える町、星空もきれいに見える町、よく、前にも話したことがあります、よその町村から来ても、「陸別というのは本当にきれいで、ごみもそんなに落ちていないね」とお褒めをいただいていたのですが、ああいうことが起きまして、腹が立つというより、すごく情けないというか、寂しい気持ちでございます。

ですから、そういうことのないような方法を、いろいろやっぱり町民の皆さん、また議員の皆さんはもちろんそうですが、アイデアを出していただきながら、二度とないように、何か方策を打つ必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） やはり町民の意識というか、あそこに町民が捨てに来たのか、町外の人なのか、何かというのは断定はできないことなのですが、何か取り組みというか、が必要なのではないかな思っております。

いろいろ回覧で周知するのも一つですし、不法投棄はだめだという看板を立てるのも一つだと思うのですけれども、何かの取り組みをしてみてもいいということで、ペットボトルのキャップだとかリングプルだとか、今いろいろ学校なり商店街、野幌だとかいろいろなど

ころでやっておりますが、町全体でやっているところは少ないのではないかなと思います。

ちなみに、ペットボトルのキャップ、発展途上国のワクチン、1人分が20円、これはキャップ約500個ぐらいなのですね。金額にすると、はしかのワクチン、これは95円なので2,500個とか、結核とか何とかといろいろ、大体おおよその数でいくことができるのですね。リングプルは車椅子、これは700キロとか、いろいろな問題が出てくるのですけれども、例えばのお話です、今のは。

町民が、今2,600人何がしかの小さな町が、一つになって取り組むということが必要かなと。どこの場所、小学校とか中学校とかと断定はしないのですけれども、結局、多過ぎてとか、車椅子にたどり着くのはとかとということで、なかなか結果にたどり着かないのですね。それで、いろいろなところに送って合体させて、そういうふうにやったりとかということなのですから。

このことが正しいかどうかというのは、僕の今、頭に浮かんでいることなのですからけれども、町民全体でごみの意識を、やはり今の不法投棄をきっかけということではないのですけれども、何か行動を起こすべきかなと。

文書を回していろいろなことは結構なのですからけれども、これは学校とか何とかという単位ではなくて、やはり町民全体で何かの意識を持ってやらないと、また捨てに来てみたりとか、道路も町の中にしてもごみが散乱していたり、川が特にひどいです。自分で釣具屋をやっていたりで、釣りの子どもたちの教室とか、いろいろな指導をやっている中に、町外から来た人かはどうかは抜きとしても、やはりごみが非常に捨てられていっている状況があります。

町全体で、そういう町だよと、星空もきれいでごみがいっぱいだというにはならないと思うのですけれども、そういうきれいな町だよという中に、ごみにもそうやって取り組んでいますよということにすれば、全体的な意識も上がり、ほかから来る人がごみを捨てづらいではないのですけれども、万引きをする人に、だめだよというのではなくて、しないような方策をとったりするのが、コンビニでも僕が働いていたときにいろいろなそういう手立てを、させないとかということも必要かなと思います。

銀河クリーンセンターも、平成30年度に埋め立てが満杯になるという予定なので、ごみにちょっと関心を持って、不法投棄がきっかけといたらちょっとあれなのですからけれども、そういう取り組みをしてみてもと思うのですけれども、町長の考えはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ペットボトルのキャップ、そしてあと、リングプルですか。今のリングプルはなかなかとれないような感じにはなっているようで、しつこくやればとれるのですが。

リングプルは、私の知り得る限り、既に社会福祉協議会でも集めていまして、大体8年間ぐらいで380キロ集まったそうであります。年間にしたらそれぐらいの量、割ればす

ぐわかるのですが、周知や何かもあるのでしょうかがなかなか集まらない。

それと、商工会の女性部も、商工会全体、全国でリングブルを集めています。一商工会だけでは、議員おっしゃるように、やっぱりスチールの車椅子でも、600キロぐらいにならないと1台いただけない。ましてや、アルミの軽いやつといたら、あと100キロも200キロも必要だということもあります。なかなか物が見えないということで、どこか中央に送って、一つのものになって、それはそれで結果を出していると思うのですが。

あともう一つ、ペットボトルに関しては、これは私がちらっと聞いた範囲内なのですが、ペットボトルを集めているところで、何かちょっとおかしいことがあって、今ストップしている状態だよというのを聞いたことがあります。

いずれにしても、どちらもそこら辺もう少し声高に集めれば集まる可能性もあるでしょうし、そこら辺、議員のおっしゃるようなことも、いろいろ知恵をいただいて、考えていく必要があるのではないのかなと。

あと、ごみの不法投棄、この間テレビを見ていましたら、人がごみを投げづらいのはこうだからという、一つの町でやっていたのですが、例えば神社の鳥居のマークを置いておいたらごみが全然投げられていないよとか、いろいろそこら辺知恵を絞って、それぞれ苦労している町村があるので、そこら辺もいろいろ調査していきたいとかように思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ぜひ、町民全部で何かに取り組んで成果が出るような、僕が今浮かんだものを、いろいろ調べている中の一つだと思うのですが、やっていけば意識も高まり、行けるのかなと。

先ほどの薬局の話ではないですが、やはり町民の理解、さまざまな思いを町長が中心となって陸別が一つにまとまっていくようなことをすれば、いろいろなことが乗り越えていけるのかなと思います。

ごみの問題、薬局の問題、両方、丁寧に、エネルギーに、町民に説明していただいて、乗り越えていただきたいなと思ひまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） よくわかりました。

ごみの不法投棄に限って、陸別の人であるということには、それは限定はできないのですが、いずれにしても、やっぱりモラルの問題だろうというふうに思いますので、先ほどの院外薬局のこともそうなのですが、全ていろいろ事前周知、それはもちろん大事なのですが、物によっては、やっぱり動きながら一つのことをいろいろな想定をしながらいいものにしていくということも大事なことはないのかなと私は思っておりますので、議員の皆さんにもよろしく御協力をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 11時15分まで、休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、前の議員に重ねてであります。質問に入ります前に、このたびの台風災害により被害を受けられました皆様に謹んでお見舞申し上げます。一日も早く平穏な日常に戻れますよう、心よりお祈り申し上げます。また、町長以下、復旧のための業務繁多の中で、質問に対応していただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

きょうは、行政評価に関する私の考えを述べさせていただきます。その取り組みにつきまして町長にお伺いいたします。

最初に、質問の趣旨を述べさせていただきます。

施策や事業の精査、見直しは、行政評価の概念にかかわらず常に行われているものと考えます。しかし、ふえ続ける町民のニーズに対して、限りのある財源と人材でどのように対応していくか。取り組む施策や事業の検証、評価を経て、取捨選択に対する町民の理解を得るには、仕組みが必要になると、そういう概念のもとに質問をさせていただきます。

それで、現状を確認するために、数多い事務事業の中から、地元雇用促進事業とまちづくり事業の2件について、どのような検証と評価が行われて今日に至っているのか。そして、近年取り組む自治体がふえております行政評価の取り組みに関する考え方につきまして、順にお伺いいたします。

今定例会においては、平成27年度の一般会計ほか、6特別会計の歳入歳出決算が提案されております。これに係る監査委員による決算審査意見書には、当町の財政構造の弾力性を図る指標が示されておりますが、健全な財政運営の要件として、収支の均衡を保持しながら経済変動や町民の要望に対応できるよう、弾力性を持っていなければならないとされております。それを判断する主要な財務比率の推移が記載されております。

その一つであります経常収支比率は、比率が小さいほどよいとされておまして、当町の状況は既に新聞等でも報道されておりますが、財政の硬直化が進む中ではありますが、他市町村に比べては低い数値になっております。一方で、財政力指数は、平成27年度決算においては前年度と変わらない0.13であります。普通交付税への依存度は増す傾向も改善されていない状況にあります。したがって、今後の町政においては、これまでに増して限りのある財源と人材等を効果的に配分することが最重要課題になることは言うまでもないことと考えます。

今定例会に提案されました第5期総合計画における基本計画の見直しにつきましては、さきの定例会において質問させていただきましたが、その際に、平成27年度の実績及び平成28年度の予算を踏まえ、さらには、担当課の所管する事務事業などを精査するなどして、各課等における見直しについて指示している。そして、それらを網羅して見直しを

図るべく各課長において内容の検証作業などを現在進めているところであると、そういう答弁をいただいております。それが先般説明していただきました分野別成果指標進捗状況を指していたものと理解しております。

本日の質問の趣旨とも関係しますので、この第5期総合計画における基本計画等の見直しのプロセスにつきまして、まずお伺いしたいと思います。

基本構想及び基本計画につきましては、議会の議決すべき事件に関する条例に定められた事件でありますから、事前の説明を経て今定例会に提案されるに至ったものと理解しておりますし、そこに至る過程においては、実施計画を含めて、まちづくり推進会議による審議が行われたことも承知しているところであります。しかし、まちづくり推進会議の調査、審議は、あくまでも町長の諮問に応じてとなっておりますので、今回の見直し作業におきましても、大きなウエートを占めるのは町長が指示されました事務事業などに対する内部の精査であり、検証・評価ということになると思います。

そのような観点で基本計画の見直し内容を見てみますと、計画期間の折り返し点を過ぎてはおりますが、下期として、あと4年余りを残しているにもかかわらず、新たな取り組みが乏しいように感じております。後期は、この時点での見直しでありますから、次期の総合計画につながる新たな取り組みもあってしかるべきと思いますが、各担当課の検証・評価の段階において、そのような雰囲気にはならなかったのか。また、先ほど申し上げました諮問を受けたまちづくり推進会議の審議の状況についても、お伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるとおりで、前回は質問があつて、そのとおりなのですが、初めに、施策や事務事業の見直しについてですが、これは当町では毎年10月に行われます予算編成会議におきまして、職員に対して、各種計画との整合性を図ること、また、予算執行の実績などから事業等の分析を行うことを指示して、予算に反映しているところであります。

また、第5期陸別町総合計画につきましては、実施計画において、前年度の実績と新年度の計画について、毎年度事務方において整理し、報告されております。これに基づきまして、事務方において進捗状況など検証を行い、さきの議員協議会でも説明しております。分野別成果指標を作成しているところでございます。この分野別成果指標につきましては、まちづくり推進会議において内容を説明しております。これらを踏まえまして、基本計画の変更についての提案に至っております。

また、議員の質問の中にあつた新たな取り組み等がちょっと寂しいのではないかなという意見もございますが、私も選挙でお約束をしたことを順次実行していくことが大事と、今それで一生懸命やらせてもらっているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま、新たな取り組みについても御答弁いただきましたが、

私も乏しいという表現をさせていただきましたように、確かに何件かは既に取り組みられているものではない新たな施策があります。例えば循環型農業の確立として、バイオマスエネルギーのプラント設置、このプラント設置は、新たに踏み込まれたものであらうと思えます。それから、町民の安全・安心な暮らしの確保として、冬期生活の向上のための町内二地域居住の促進、これも何度か、町長から関連する一般質問の中で言葉は出ておりましたが、今回、新たに加えられたものであると、そのように考えております。

一方で、高齢者福祉の充実として、何度か町長が述べられている在宅の生活から施設利用に至るまでの中間施設の整備について、これは、現計画の当初の段階からコミュニティー施設という言葉で整備が掲げられておりますが、これは中間施設とは異なるものと考えられます。

また、同様に、施設サービスの充実として、次期の第6期の総合計画の計画期間に、間違いなく入ってくるだろうというのは、特別養護老人ホームの改築、または改修のことであります。したがって、これらの構想については、現計画の中に掲げておく必要があると考えるものであります。

また、当町は、これも一般質問を既にさせていただいたものであります。平成30年度に開町100周年を迎えるわけでありまして、100周年という大変大きな意味を持つものと考えます。確かに、基本目標の4の誇り高きふるさとの文化というところで、わずかに触れられておりますが、これも、この時点になっても当初のままで、何らかの構想をうかがわせる表現にはなっておりません。

これらのことについて、改めて答弁をいただくことではございませんが、一つ先ほどの質問の中でも申しあげましたまちづくり推進会議、これは結果として諮問のとおりにお答申されたこと、そのように理解してよろしいか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、質問を続けさせていただきます。

行政の仕事、これは利益で評価できる企業とは異なりまして、お金では測れないのは当然のことです。ある一定の定まった尺度で測ることもできないとも考えられております。しかし、歳入が伸び悩む中で、新たな行政課題や多種多様な町民のニーズに対応するためには限られた資源、これは人とお金のことでありますが、これをより有効な施策に振り向けていく必要があります。そのためには、事業実施の成果を客観的に評価する取り組みが必要になると思います。このことは、当町の第5期総合計画にも安定した行政運営のための施策として、事務事業の点検・評価のシステムを確立することが掲げられております。

総合戦略に掲げられた施策につきましては、重要業績評価指標によって成果が測定されますので、いずれかの機会にそれが公表されるものと考えておりますが、これとは別に、

今日まで継続されております数多い事業のうちの本日は2件、地元雇用促進事業とまちづくり事業につきまして、これは先ほど町長も述べられておりましたように、毎年度の予算編成に当たって内部での評価が行われているものと考えますので、その評価についてお伺いします。

いずれも、条例、要綱等に基づいて実施されているものでありますから、その目的に沿って事業の必要性の高さ、事業が効率的に行われているか。さらには、効果の大きさなどの視点でお答えいただきたいと思います。

まず1件目ではありますが、地元雇用促進事業についてであります。

これにつきましては、前定例会で助成内容に関する質問をさせていただいているところですが、平成26年度から続けられている事業でありまして、26年度、27年度を合わせた実績では41人の新規雇用者が対象になっており、今年度におきましても、さらに17人が予定されているとのことで、合計58人が登録者ということでありました。

助成対象者の業種を実績とされる41人について見てみますと、社会福祉事業関係、これはNPO法人を含みますが12人で最も多く、次いで農業法人が10人、建設・土木関係が7人、JA陸別が6人の順で、陸別町森林組合を含む林業関係と商工業関係が3人ずつということでありました。

実施要綱を見ますと、この事業の目的は雇用を促進することで定住化を図ることとされており、さきの定例会では、町内出身者の登録数が15人で、それを除く43人については移り住んでいただけたと思うとのことでありましたが、それは助成の対象期間においては陸別町内に住所を有することが要件になっておりますので間違いのないと思いますが、助成対象期間の12カ月を過ぎた後がどうなっているのかということでもあります。

初年度の事業終了からわずかしかたっておりませんが、定住化という目的が十分に達成されているのか、就労先や居住地の最終的な選択権は労働者本人にありますから、なかなかそうはならないのではないかと思うわけではありますが、実態につきましてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 前日も議員から質問をいただいておりますので、細かなことは除きますが、実績で、ちょっとおわびしなければならないことがあります。

先ほどの6月の一般質問時に、雇用促進事業による町内、町外の人数を総数58名、これは今年度の見込みを含んでいるのですが、そのうち町内が15人、町外43人、43人が陸別に移り住んだと、そういう説明を申し上げましたが、集計の誤りでした、申し訳ございません。町内者が19名、町外者が39名で、このうち町外者39名の中には、今年度の見込み9人が含まれております。8月末の時点では、27人が移り住んだこととなりますが、そのうち6人が自己都合の退職をしておりますので、町外へ転出しております。それで、差し引き21人が定着したと、そういうことになろうかなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま町長から答弁がございましたように、人数につきましては、私の質問の中の人数につきましても15人を19人、43人を39人に訂正させていただきます。

質問を続けます。

この事業の実施要綱、これに定める助成対象外の要件としましては、助成対象者の親族など及び他の補助金、助成金によって人件費の一部が賄われている場合、そのほかは同一の助成対象者のもとで過去3年以内に正規雇用された者となっております。したがって、後段の部分で、実際にそのような助成対象者がいるのかどうかはわかりませんが、助成の対象になっている労働者本人の都合で退職するに至り、その者を助成対象者の要件を満たす別の事業者が雇用した場合、その事業者は新たな助成の対象になる得るのかということでもあります。これは要綱の解釈の問題ではありますが、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問でございますが、この実施要綱の第3条、その過去3年以内に同一の助成対象者のもとで正規雇用されていた者、二つ目としまして、助成対象者、法人にあってはその役員1親等以内の者及び同居親族、三つ目として、他の助成金、補助金、交付金及び委託料等により給料の全部または一部が賄われている者ということとは、今までございません。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 対象にはならないと、そういう理解ですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 補足で、副町長からちょっと説明させたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、1点目の他の助成金をもらっている事業所だとか、そういう人件費が出ているとか、そういう対象者は今まではございません。

それと、今、議員の言われた一回自己都合でやめて、他の事業所に従業員として雇用された場合、私どもは、まだそういうところまでは想定していませんでした。現実にそういう事例もございませんので、それについては、今後ちょっと考えていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） わかりました。

それでは、質問を続けさせていただきます。

労働者の賃金につきましては、雇用する側と労働者との関係であることは承知しているところであります。要綱の助成対象事業を見ますと、法定福利につきましても雇用保険の一般被保険者であることのみでありますし、解雇は別として、離職した場合であっても、その前月までは助成されるなど、事業者にとりましては非常に使い勝手のよい事業である

と思うわけであります。

したがいまして、事業者は、このメリットをある程度の期間を想定して労働者の賃金の向上につなげられれば、定住化という目的に対して一助になるのではないかと思うわけですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そこら辺のこともいろいろなことで絡んでくることですが、評価といたしましては、本事業によりまして採用時初年度から一定の賃金水準が確保できるのではないかと、そのように私どもは考えております。そのことが求人にも少し有利になっているのではないのかなと、そのようにも思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 町長の御答弁にもかぶる部分がございますが、期間の定めのない雇用が助成対象者の要件でありますから、懸案の通年雇用の推進においては成果につながるものと期待しておりますし、また、助成対象の事業者にとりましては、助成額が7万円を限度として給料月額2分の1内として、その12カ月分ということありますから、大きなメリットのあることで、その一部は労働者の賃金にもきつと反映されているのであろうと私も思っております。

それで、質問を続けます

次に、まちづくり事業について伺います。

これは、景観形成事業と新規業種起業支援がございまして、今年度につきましても、両方合わせまして780万円の予算が計上されております。景観形成事業が8件で280万円、新規業種起業支援は2件で500万円が見込まれております。いずれも、陸別町まちづくり補助金交付規則に基づき、陸別町まちづくり推進会議の答申を経て事業の採否が決められるものであります。

まず、景観形成事業についてであります。この事業は陸別町景観形成補助金交付要綱に基づいて、平成10年度から実施されておまして、町の担当者にお聞きしましたところ、平成27年度までの18年間において153件、6,075万円余りの補助金が交付されております。年間に換算しますと、平均で8から9件ということありますので、決して少ない数字ではないと思いますし、18年間にわたって続けられている事業でありますから、その継続に当たりましては、事業の効率性や成果などについて、内部における精査を経て必要な見直しが行われて今日に至っているものと考えます。概略で結構ですので、その見直しを含めた経緯につきましてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このまちづくり事業につきましては、議員おっしゃるとおり総合計画、過疎計画、あと総合戦略において、その施策、事業の一つとして計画されているものでございます。総合計画、過疎計画につきましては、まちづくり推進会議、総合戦略につきましては地方版総合戦略等検討会において検証されまして、見直し等が行われるとい

うことになっております。

ちなみに、総合戦略につきましては、本年6月23日に前年度の事業実施結果報告、事業の検証評価、具体的な施策、事業の見直しについて、地方版総合戦略等検討会を開催しまして、御意見をいただいているところでございます。

あと、実績等については、議員が細かくおっしゃっているとおりでございます。成果は十分に出ていると、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 要綱に定めます一般の景観形成事業における解体撤去に対する補助金の限度額、これは撤去後に住宅を新築する場合と更地にする場合とでは異なっております。実績の153件につきまして、その内訳がどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちょっとかぶるかもしれませんが、詳しく説明したいというふうに思います。

先ほどのお話のとおり、平成10年から平成27年まで、これは新築ありのものが17件ございました。解体のみは136件。計、平成10年から27年までは153件、数は議員おっしゃるとおりでございます。平成28年8月まで、申請分につきましては、新築あり、これは1件でございます。解体のみは10件。計11件が申請されております。トータルで、新築あり、これは18件でございます。解体のみが146件、合計164件ということになります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 解体のみが圧倒的に多いという状況は、確かに今の町の中を見てもわかるところであります。

本年度予算には、足寄町及び本別町との3町連携事業として、空き家等活用調査などを事業内容とする空き家等対策事業委託料が計上されております。この事業は、空き家を活用した移住・定住の促進を目的とするもので、今年度は空き家のピックアップ調査が行われることになっておりますが、町内分でありますが、数字の集約が済んでいるのであればお答えいただくとともに、活用の難しい空き家も相当あるものと考えられますので、それらの状況につきましてもお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今質問の、空き家等活用対策事業は、現在調査中でありまして、最終報告はまだいただいております。出てきたらまたお示ししたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 了解いたしました。

それでは、質問を続けさせていただきます。

国は、昨年5月、空き家対策の特別措置法を施行して、自治体が治安や防犯、防災上の問題の懸念される空き家の所有者に、撤去や修繕を勧告・命令できることを規定しております。報道されておりますので御存じのことと思いますが、道内の自治体において、先ごろ防災・防犯上に不安があるとして、この法律に基づく行政代執行による空き家の解体撤去が行われております。

これは極端な例ではありますが、過疎化が急速に進む自治体においては、避けられない問題になると思います。そのような観点において、空き家バンクの制度や住宅改修、または解体撤去に対する助成を活用して、住宅の放置を食いとめる施策に期待するものであります。

要綱には、空き家等の解体撤去については、豊かな自然と調和した美しい町並み景観を創造していくことを目的に掲げておりますが、解体撤去後に更地のままで長い年月を費やしている状態が目につくのは、残念なことと言わざるを得ません。前の質問にありましたように、圧倒的に解体撤去のみという状況でありますから、こういうことにならざるを得ないのかと思うわけであります。

防災・防犯の観点では、更地にすることも一定の効果と言えますが、空き地が点在するのは町並みとしては好ましくない状況であります。事業の効果も半減ということになってしまうと思うわけであります。私有地でありますから、簡単な話にはなりません。農地の集約化のような発想で、町民に売買や賃貸の仲介をすることも必要になるのではないのかと思うわけでありますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そこら辺も、それぞれのやっぱり考えではないのかなと思うのですが、民間の土地で、なかなか難しさやなんかもあろうかなと思います。そこら辺も、これからちょっと視野に入れながら調査研究していきたいと思っています。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、質問を続けます。

続きまして、新規業種起業支援について、これは、陸別町まちづくり補助金交付規則の平成16年の改正以降平成27年度までに、これも町の担当者にお聞きしたところでは、9件、1,137万円余りの補助金が交付されております。それ以前においても、これと似たような事業が行われておまして、例えば社会福祉法人が運営する障害福祉サービスの利用者に対する就労支援として取り組まれている食肉加工施設や設備の整備、個人の事業者では、パンやアイスクリーム製造販売、これらの起業に対する補助金の交付が行われていたように記憶しております。新規業種の起業につきましては、町としても最優先課題として取り組まれてきていることは重々承知しているところであります。

過去に、補助の対象となった事業の継続がなかなか思うように行かなかったケースもありました。それで、近年はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 古いものとしては、私も知り得ないものがあるのですが、平成16年から平成27年にかけて、この9件というものは、全て継続となっております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 本日お伺いいたしました2件の事業を含め、決して私も否定的な見方をしているわけではなくて、今日まで続けてきて、今後、さらに継続するに当たってどのような検証と評価が行われてきたのか。限りのある財源の中で取り組まれている事業でありますから、選択と集中の考えが必要になると思います。したがって、事業のさらなる継続、または拡充が必要かどうかの判断、そして事業の目的をある程度達したものについては、新たな事業の財源に振り向ける政策が必要になると思うわけであります。

従来、行政が事業の評価をしておりましたのは、行政が何をしたかということでありました。しかし、今般の国の地方創生に係る地方版総合戦略における施策に設ける数値目標、それから重要業績評価指標でもおわかりのように、その評価は実施した量を測定するものではなくて、その結果によって得られた成果がどうであったか、そして、それを多くの町民が納得しているかと、そういうことであります。

少ない負担で大きな満足を町民に提供する行政の役割を再確認して、行政の業務を効率化することが必要になります。コストに見合った成果を重視すべき行政サービスに集中投資して、質を上げることが求められていると、そういうことであります。

町政運営の基本的制度としては、企画を立案し、実施して、評価して、そして改善するという、いわゆる地方版総合戦略にも頻繁に出てきておりますP D C Aのマネジメントサイクルを確立することによって、時代の変化や町民の期待に的確に対応できる行政の実現が求められると、そういうことであります。

そこで、近年、都道府県及び政令指定都市はもとより、町村を含む多くの自治体が行政評価の制度を導入または検討中にあるなど、前向きな取り組みを行っております。行政評価の取り組みや行政の現状、効率化を目的とするものでありますが、総合計画や地方版総合戦略などに限らず、毎年度の事業計画を策定する場合に、当該計画に係る現状の把握、評価を経て課題を抽出、そして目指すべき姿を想定して、その実現に向けた施策体系と事務事業を整理することを目的にと言われております。

わかりやすく言えば、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の増加に的確に対応するための有効性の高い事業をより重点化していくための物差しが必要で、その物差しが行政評価ということであります。

北海道も、平成9年、時代の変化を踏まえた施策の再評価を行うことを目的とする時のアセスメントを実施し、政策の合理的な選択と質の向上を図ることで、道民から付託された道政を効果的かつ効率的に運営することに努めて、その後、これを全ての政策を対象にして、客観的かつ厳格な評価を行うことを目的に、行政評価の仕組みを条例化しております。

また、管内におきましても、約半数の市町村が既にこれを導入している状況にありま

す。国は、これを所掌する総務省であります。御承知のことと思いますが、地方公共団体における行政評価の取り組み状況等に関する調査結果を平成22年度に引き続き、平成26年3月に公表しております。

それによりますと、行政評価とは、政策、施策及び事務事業について事前・事後を問わず、一定の基準、指標をもって妥当性、達成度や成果を判定するものと位置づけております。

また、導入の狙いにつきましては、行政運営の効率化、行政活動の成果向上、PDCAサイクルの確立、さらには職員の意識改革とともに、外部評価を組み入れることによって行政行為の住民に対する説明責任としても期待されると、そのようになっております。この取り組み状況等に関する調査では、導入状況についても公表しておりますが、平成25年10月1日時点では、約60%の自治体が導入済みとしており、さらに30%が導入予定ありとなっております。

当町は、導入時期は未定ではありますが、検討中に区分されております。導入に向けて、現時点で具体的な検討の段階に入っているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問の前に、先ほどの御質問で一つ報告しておいたほうがいいなということがありまして、まちづくり補助金なのですが、これは平成16年から平成27年まで、不在業種で4件、すし屋、薬局、整骨院、OA機器修理販売、いずれも皆さん御存じのように、盛況に運営されておりますことを報告しておきたいと思っております。

続きまして、今の行政評価に関する御質問なのですが、行政の評価制度につきましては、議員の御質問の中にもありますように、行政サービスに対する住民ニーズも多様化してきております。住民ニーズに即したサービスを提供していくには、議員おっしゃるように限られた資源、財源を効率的に活用していく必要があります。現在、実施している施策や事業の検証や評価を得る必要があると思っております。

しかしながら、当町のような人口密度が低くて面積が広い自治体は、行政コストが高くなるため、行政評価が現状に合わないことを御理解願いたいと、まずはお願い申し上げたいと思っております。このため、職員には日ごろよりコスト意識を持つように指導しているところでもあります。

また、平成25年度に総務省が実施した行政評価の取り組み状況に係る調査結果のうち、十勝管内では導入済みが9市町村、検討中、導入時期未定、これを含めまして6町村、過去に導入していたが廃止したというところが4町となっております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの御答弁で、陸別町としては、こういう地域の実情にはこの行政評価の取り組みがなじまないというか、合わないというような御答弁をいただきました。

それで、そういうことを踏まえてなのですが、この調査には、導入予定なしという選択

肢もあるわけでありますが、そういたしますと、当町としては、これまでの導入時期未定ではあるが検討中ではなくて、導入予定なしというところに区分されると、そのように考えてよろしいか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちなみに、この調査によって行政評価の導入予定なしと回答した先ほどの団体は、多くが町村でありまして、その理由は、自治体の規模が小さくて体制がとれないと。評価手法の基準が未確立、それをあげております。

当町におきましても、行政評価制度を導入する場合は、体制のとり方、評価の手法だとか基準をどうすべきかと、そこら辺も考えなければなりません。近隣町村の状況、情報を得ながら、今後も陸別町で検討させていただきたいと、そのように私どもは考えております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの、引き続き検討ということでございましたので、これ以降の質問、私は特に事業をやめる場合に、町民の合意を得るには、一定の客観的な評価、これを逆につかっていたきたいと、そのように考えて、必要という視点で質問を続けさせていただきます。

現在、町民の多様なニーズの全てに応えることは、今、町長もおっしゃっておられましたように、実態として不可能だと思います。何が重要で何を急ぐべきか、これらを仕分ける必要があります。先ほども申し上げましたが、選択と重点化が必要になります。新たな事業に取り組むよりも、今申し上げましたが、事業をやめる手続きのほうがはるかに難しいことと思います。しかし、何度も言いますように、財源には限りがありますから、苦しい選択も必要になると思います。その仕分けの過程を町民に説明し、理解と協力をいただく上で、行政評価が必要だと思います。この部分は否定されないだろうとっております。

行政評価については、現在の考え方は導入するかしないかという選択肢ではなくて、いつ導入するかに議論の余地を残すことと言われております。

それで、町長は町政懇談会の開催など、幅広く町民の意見を聞く姿勢を示されております。町民と直接向かい合う小規模の自治会単位の会合であっても、この評価制度を活用できる機会もあろうかと思うわけでありますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私も、就任時より町民の皆さんの声をお聞かせいただいて、それを行政に反映させたいと言っておりまして、過去に、老人会連合会だとかいろいろ御意見を聞かせていただいたりしてしました。

どんな小さなサークルでも何でもいいですから、町長、おいでやと、意見聞いてくれということがあれば、遠慮なく言っていただければ、こちらから日程を調整してすぐにも飛んでいくよということを何回も言っているのですが、今のところそういうお呼び出しがないのはちょっと残念なのですが、逆に、こちらから、例えば何々町内会にちょっとお邪魔

していいかとか、そういう体制に持っていかなければだめなのかなと、そうやっている
いろな御意見をお聞かせいただきながら町政に反映させていきたいと、かように思ってお
ります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 行政評価につきましては、改めて申し上げるまでもなく、政策評
価と施策評価及び事務事業評価と三つに大別されているわけであります。

第5期総合計画をこれに当てはめてみますと、政策は基本構想、施策が基本計画という
ことになろうかと思えますし、事務事業は実施計画に掲げられた予算の伴う事業になるか
と思えます。

これは私の考えであります。まずは事務事業について評価を行うことから始めて、段
階を踏むことで政策や施策にまで評価の範囲を広げて、そのことによって、この三つの一
貫性を保っていくことが必要と考えているわけです。

さらに、内部評価のみの行政評価ではその手法にもよりますが、事業を手がけた担当者
の評価という一方向の評価となるおそれも生じます。行政評価導入の最終目的は、町政に
おける町民との合意形成と言われております。町民との合意形成には、行政活動を評価し
て、その成果を行政運営の改善・改革につなげていくことで、成果を重視した効率的な行
政運営のために従来の延長線上の発想によることなく、予算編成とリンクさせることが必
要になります。

しつこい質問になりますが、町民参加の異なる視点からの行政評価をあわせて行うこと
は、多面的な評価としてコンセンサスを得ることになって、PDCAのサイクルによるマ
ネジメントを確立することで、町民のニーズに的確に対応できる町政につながるものと考
えております。改めて、この行政評価の取り組みいかんにつきまして、再度、お考えをお
伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この評価の仕方は、いろいろな考えがそれぞれあると思うので
すが、当町においても行政評価制度を導入する場合は、先ほど申しました体制のとり方、評
価の手法だの、基準をどうすべきか、そこら辺熟慮をしなければならないと思っていま
す。近隣はどうしているのか、そこら辺の情報も入れながら、検討していきたいと思っ
ています。

議員のおっしゃること、事務事業から行きなさいと、そういったことに否定することは
何物もございませんが、意見も十分参考にして、よりよい行政を行っていきたいと思っ
ています。また、行政コストが高くなるということも、先ほども言いましたが、そこら辺も
御理解していただきたいと思っています。十分意見を吸収しながら、よりよいものに持っ
ていければなど、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 以上で、質問を終わらせていただきますが、当町の置かれており

ます状況にふさわしい簡素で効果的、効率的な町民参加の行政運営の仕組みを築くため、町民の視点に立った成果を重視した行政運営への転換を図って、町民への説明責任を果たしていただきたいと、そのように考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 久保議員の一般質問は、これで終わります。

午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） まずは、質問に入ります前に、さきの議員に引き続きまして、8月20日から数日間ですか、台風、そしてまた低気圧、台風という形で、本町においても21世帯の方が危険水位のために避難指示により避難していたということで、行政を初め、各関係者の皆さんに心からお礼を申し上げます。

今回は、私は、ふれあいの森と町道土井沢線、この2点について、町長また教育長にお伺いしていきますのでよろしく願いいたします。

まず最初に、ふれあいの森について何点かお伺いしまして、また、ちょっと私、現場に行ってきたその提案などをさせていただきたいと思います。

今回は、上陸別方向に存在する市街地から東方向ですか、約6キロ弱の場所に存在するふれあいの森、これについてお伺いしていきたいと思います。

本町の面積は6万881ヘクタールということで、森林面積が5万640ヘクタールですか、そのうち国有林が76%と、非常に道内から見ても森林を保有する本当に森に恵まれた町でございます。最近では、地球全体が温暖化が進みまして、森林は全世界、そして国内においても本当に貴重な財産であると、このように思っております。

本町におきましても、第5期総合計画の基本計画の中にも、豊かな森の資源づくりをテーマにしまして、森の資源の有効活用の基本方針の中に、本町として必ず出てくる場所が、銀河の森、また宮の森風景林ですか、そしてふれあいの森、この3カ所というのは本町の定番でございます。その中にも、町民や観光客が親しめる森林づくりを進めていきますというふうにお話しされております。

まず最初に、町長にお伺いいたします。

このふれあいの森についてのいきさつ、経緯について、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、ふれあいの森のいきさつと経緯についてでございますが、この区域の森林は、平成7年まで陸別町の水源地として利用していたことから、全道的にも貴重な優良天然林が残っている森林であります。昭和27、28年ごろ及び昭和51年

に、作業道作設及び弱度の伐採が行われたところでもあります。平成7年以降は水源地として利用されていなかったのですが、この貴重な森林を後世まで残したいという声が町長初めとして庁内、議会内でも起こり、国有林に対して要望、協議を続けておりました。

平成15年度中に具体的な協議が進みまして、国有林側も平成16年4月1日を始期とする第2次地域管理経営計画において、ふれあいの森として計画されました。協議が整いまして、平成16年5月27日にふれあいの森における森林整備等の活動に関する協定書を締結しております。期間は5年間で、現在は3回目の協定締結で、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

設定区域は1,026林班、り1小班、お小班の約137ヘクタールであります。土地、立木の所有は国でありまして、町はその空間を利用して、住民とともに主に森林体験・観察や歩道の整備等の活動を行うものとなっております。伐ったりとか、植えたりということの想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 十勝東部森林管理署なのですか、ここだったら。森林管理署との協定によってということでお聞きしました。この自然林ですか、これが町に残されたということは、私は大変大きな財産だと、今考えたら、このようなすばらしい森はないということで、本当によかったなと思っております。

今回、提案するに当たりまして、このふれあいの森に6月と8月上旬ですか、2回ほど足を運んでまいりました。先ほど町長が話されたように、本当に立派な森で、森の力強さを感じた次第でございます。そして歩いてきましたら、非常に空気もおいしく、心地よい時間で、もっと私はアピールをしたほうがいいかなと、そういうふう感じてきました。

それで、このふれあいの森ですか、町長にお伺いしますけれども、年間どのぐらいの方が、わかれば、押さえているか、ちょっとお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 年間の利用状況についてであります。現在は、団体以外は集計をしておりませんので、個別に入った人の確認というものはしておりません。開設時から入り口の駐車場に入林簿を備えつけておりましたが、年月とともに収納箱が壊れてしましまして、現在は設置しておりません。また、近年は小学校の森林教室等に利用しております。年間30名程度でないかなと、そういうふう推測しております。

協定を結んだ平成16年度は、台風などもありまして遊歩道等の準備のみのため、町民が入れるようになったのは平成17年度からで、17年9月に第1回の見学会を開催いたしました。そのときには、町民約50名が参加したそうであります。その後は、年に一、二回散策会等を開催しまして、1回当たり20名前後の参加であります。年々その数は少なくなってきたと認識しております。平成20年度から小学校5年生対象の森林教室を森林管理署主体で開催しております。平成26、27年度は日程調整がつかず一般向

けの散策会を開催できていなかったのですが、今年度については紅葉の時期、10月中旬ころをめどにして、開催できるよう調整をしているところであります。

なお、体験住宅に来ている方が職員同行で見学することもございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 結構、こうやってみたら、行事とか利用されている状況がわかりました。

それで、ちょっと重複いたしますけれども、同じような意見になってしまいますが、学校教育で利用されているということで、教育長にお伺いいたします。

どのような内容で使われて、今度も学校教育の中で取り入れていくのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいま御質問のありましたふれあいの森の学校教育における活用の状況でありますけれども、ただいま町長のほうからも若干説明がございました。毎年、陸別小学校の5年生を対象に、ふれあいの森を使って森林教室が開催されております。内容については、足寄町にあります十勝東部森林管理署にお願いをし、講師のほか運営まで協力をいただいて実施しております。ことしの場合で言いますと、6月21日に午前中の4時間を使いまして実施しております。

当日の内容をちょっと紹介いたします。

まず、森林についての解説と体験という大きく二つの構成になっております。遊歩道がありますので、まず遊歩道を散策していただいて、その散策中に用意してありますしおりを利用いたしまして、森の様子や気づいたことをスケッチして、森をよく観察してもらうというふうに行いまして、途中で東部森林管理署によるパネルを使った説明をということで行っております。

その解説の中身を若干紹介いたしますと、天然林や人工林や、それと森の生物などについて、例えばトドマツの凍裂など、それから実際に現場に、今回の場合はあったのですが、タヌキの、ためふんなど、そういう実際の事象をもとに解説を行ったりしております。それから、森の役割だとか、葉の働きというふうなことで、種の運ばれ方などについて説明したり、それから、今回大災害となっておりますけれども、山に降った雨水はどうなるのというふうな観点で、森の果たすべき機能を洪水を守るというふうな観点の解説などを行っております。

続きまして、駐車場に戻ってきて、また別なところの現場に行きまして、今度は実際に林業体験というふうなことを行っております。今回は、のこを実際に持ってもらって、枝打ちを行っております。子どもたちは、共同作業によって見晴らしの悪かった林が光が入る林に様変わりするという喜びを実際に体験しております。森を守る仕事について理解し、そして森の大切さを学習するよい機会となっているというふうにとらえております。

活用の内容については、以上のような内容で行っております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 学校教育の中でも利用されているということで、5年生に問わず高学年になったら、陸別の財産である森林をぜひ体験させてあげて、陸別独自の青空教育を継続していただきたいと、このように思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 質問にもあります今後の活用方針ということの観点だと思えますが、ふれあいの森の活用については、これからも小学校5年生を対象にした森林教室を東部森林管理署の方々の協力をいただきまして、ふるさと教育の一環として位置づけして行っていきたいというふうに、教育委員会としては考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） ありがとうございます。積極的にいい自然があるわけですから、学校教育の中でも、うんと陸別のよさを活用していただいて頑張りたいと思います。そして、ぜひ、次世代に残さなければならない、私は大切な森だといつも考えております。

先ほども話されまして重複いたしますが、町長にお伺いいたします。

今後、町として、このふれあいの森、どのような目的で利用されるか、考えをちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このふれあいの森というのは、北海道内でも数少ない優良の天然林でありまして、今後も残していけるようにしていきたいと。また、このような場所があるということをはかの人にも知っていただきたいという気持ちはあるのですが、さきに議員からもたくさんの人に来ていただきたいという意見もありましたが、逆に、一度に多くの方が森林内に入りますと、表土流出等々のおそれもありまして、人も呼びたいのですが環境も守りたいと、そういうジレンマがあるということも確かでございます。

以前、森林インストラクターの助言を受けた際に、遊歩道には植生の破壊などが生じるため、たくさんの人を入れるべきではないと。また、この場所はもったいないのと、もったいないという、そういう言葉が使われたのですが、出し惜しみをしたほうがよいという専門家の御意見ももらっております。ガイド1人に対して5名から10名の参加者がちょうどよいのではないかなと、そういうことでありまして、フリーで入るのではなく、年に数回バスでの散策会開催がよいとの意見もいただいております。フリーで多くの方が入ると自然が荒らされたり、ごみの問題も発生するおそれがあるとの助言もいただいております。

森林内については、余り人の手を入れず、自然に近い状態としたいため、林内の遊歩道もササを刈っただけの状態にしております。よくあるウッドチップ散布等は考えておりま

せん。また、風倒木も林地内はそのままとしているため、自然の状態です倒木更新、これは古い倒木に種が落ちて新たにまた木が生えてくることを言いますが、そういうものを見ることが出来ます。また、いろいろな木を見るために、定期的にコースを変えたり、支線をつくるなどのこともこれからは考えていきたいと思ひます。

今はまだ、町外の森林インストラクターにガイド等を依頼しておりますが、地元の森林ガイドの育成も進めていかなければならぬ、さように思っております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 町長が今話されたように、ぜひ、地元の方のガイドでいけるような施策を早めをお願いしたいと思ひます。森林は、新鮮で、空気もおいしくて、癒やされるし、最近の森林セラピーですか、として本当に心と健康のためにも最高の場所だと思っておりますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、実は8月上旬、現地へ足を運んできました。そうしたら、若干大雨の前でございましたので、目的地に行くまでの道路状況も大変悪うございました。普通の乗用車でいくと、ちょっとスリッパしそうな感じだとか、いろいろなことが見受けられまして、散策コースには立木が倒れたりして、コースをふさいだりとか、このような状況が見受けられました。

今、このふれあいの森の維持管理についてどのように進められているのか、お伺ひいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在のふれあいの森の維持管理はどうしているのかという御質問でございますが、現在、ふれあいの森の管理は必要に応じまして、直営、臨時職員によりまして、遊歩道の草刈り、また作業道の清掃、駐車場に6月から10月まで簡易トイレの設置を行っております。

また、台風等の後は現地を確認しまして、風倒木が道路上にあった場合は森林管理署へまず連絡をしております。現時点では、ふれあいの森までは行けますが、そこから先の作業道に風倒木が発生しまして、その処理がまだ終わっていないので奥まで行けない状況ではあります。管理署には報告してございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 維持管理は経路しながらなされているということで、できれば、私の思ひであります。シーズン中はしょっちゅうではないけれども、ちょっとパトロールなどをしていただければなと思ひます。

最後に、このふれあいの森について、今後も自然林を残して、町民や子どもたち、そして今お話を聞きましたように、学校教育の中でも使われているということで、長期的な展望で考えましたら、費用対効果というのは決して望まず、特にすばらしい、先ほど町長も言われたように天然林ですか、存在する森なので、整備も必要と思われまひます。

そんな感じで、そこで二、三点、私が現場に行ってきた気がついた点をちょっと提案さ

せていただきたいと思います。

まず、余り大勢で行ってはだめだとかいろいろなそういう話は、自然ですからわかるのですが、そこでまず、ふれあいの森に行くまでが看板がなく、気軽に行くのでもわからないというふうに感じられました。できれば、道道とひずめ橋ですか、あそこを渡って、そこから土井沢に入っていくのですが、あの辺にでもふれあいの森の入り口というか、そういうのをつけば、ちょっといいかなという感じがしました。これは、途中民家の方が住んでいるのですが、必ずそこを通ったら「ふれあいの森というのはこの道路でよろしいのですか」と聞かれるそうです。そういうことを踏まえて、入り口の看板などつけたほうがいいのかというふうに思いました。

また、当然、山の奥ですから、熊がいて当たり前でございます。看板を見ましたら、利用される方は必ず鈴をつけて自分の存在を示すようにというように書いてございます。それは各自で準備はされていると思いますが、せっかくのいい森があるわけですから、できれば、そんな高価なものでもなくてもいいから、途中途中に鐘とか鈴のちょっと大きめのやつを使って、人間がいる存在ですか、そういうことをしたらと。この前行ってきたときもちょっと怖い感じもしました。そこで、散策しててもここに人がいるよというような知らせる予防対策ですか、そういうのもどうかなというふうに思いました。

それと、自然を汚してはまずいのですけれども、行ったときは、町長言われるように、仮設トイレもきちっと整備されていました。できれば、先ほどの意見に反してしましますが、あそこに休憩室、プレハブでもいいから1個置いて、そして休んでもらうというのは、そういうのもどうかなというふうに思ったのだけれども、とりあえずごみに関しては必ず持ち帰るよというように表示、そういうことを踏まえてやってはどうかというふうに思いました。

それと、町道土井沢線ですか、それを行って、ふれあいの森までは森林管理署の林道、土井沢支線林道と宇遠別第4支線林道ですか、そこを經由してふれあいの森、これは車の距離ですから、その辺ちょっと配慮していただきまして、1.8キロ弱ぐらいありました。そして、たまたま偶然にその日行ったときは、林道ですから木の陰とかいろいろ条件もありまして、ちょっとスリップしたりとか、普通の乗用車ではちょっと行けないかなという感じなのだけれども、惰性つけていたり、何だかんだして行ったのですけれども、先ほどの話に反しますけれども、簡易舗装的なものをすれば、人の出入りは道路からと言われていいますので、その辺もちょっと大きな問題があると思いますが、このようなことを思いましたので、ちょっとその点について、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ふれあいの森の整備についてでございますが、まず、看板の設置についてであります。これは、平成18年度に道道からの入り口と町道から林道、これは七戸さん方向に分かれるところにも案内の看板を設置しておりましたが、除雪等で破損しております。現在は、ついていない状態となっております。道道からの入り口は、現在、

町道、道道の工事をしているあたりに設置していたものと思われます。今後は、新たに設置するなど考えていきたいと思っています。また、国有林に入ってから看板は、残っていると思います。

次に、熊よけ防止対策として、重要ポイントにつり鐘を設置してはという御意見なのですが、入林の際は鈴など、もともと熊等の生息域でございますので、音の鳴るものを持参するというのは、これは一応常識問題だと思っております。つり鐘については、御意見として承っておきたいと思っております。

また、道路整備として協議が必要であります。簡易舗装ということにつきましては、これは平成19年度にもともとの作業道については駐車場のあふれあいの森の入り口から700メートルほど森林管理署において、これは特殊な簡易舗装、クッション性のあるものをしてもらっております。それから奥については、砂利散布による整備をしてもらっておりますし、ふれあいの森までは止若の林道土井沢線、あと、国有林内に入ってから土井沢支線、また宇遠別第4支線を通りまして、宇遠別第4支線の終点までとなっております。宇遠別第4支線は作業道から林道に格上げされ整備されたものであります。乗用車でも通りづらくなった場合はグレーダーなどをお願いをすることになりますが、簡易舗装につきましては、今のところ検討はしておりません。この道路の管理については、国有林となっております。

また、ごみ等、休憩所のことは、御意見として承っておきたいなというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回、町の森林でもある、ふれあいの森について質問いたしました。

先ほども話しましたが、地球温暖化とか、最近では天候の異変、本当に自然環境が破壊されているのは身近に感じているところでございます。私は、長期的に見て、次世代の子どもたちに残していくためにも、ふれあいの森を問わず、身近にある銀河の森、それと宮の森風景林ですか、これも含めて大事に整備しながら残していただきたいと、このように思います。

続きまして、次に、入らせていただきます。

町道土井沢線、これは併用林道というか、言われていまして、何点か伺いたします。

余談になりますが、道路には高速道路といたしたらネクスコ東日本とか、ネクスコ西日本ですか、が管轄されているということで、国道に関しては皆さんも御存じのとおり国が管轄しております。最近では、高規格道路ですか、そして北海道が管轄する道道、そして陸別町もそうですが、市町村が管轄する市町村道、そして今回質問する森林管理局が管轄する国有林を走る林道ですか、大まかに分けてこのような管轄に区分されると思います。

今回の町道土井沢線ですか、併用林道というふうに聞いております。道路延長1,933メートルですか、道路幅員が4メートルあるということで、これは砂利道でございます。わかっている方もいると思いますが、位置的には、先ほどのふれあいの森に行くところでございます。方角は東方向、こちらから行ったら道道津別陸別線を経由して西岡隆さんのところから右折しましたら町道上陸線、そして、そこには陸別川が流れて、ひずめ橋、そこから30メートル行って右折すると、そこが町道土井沢線の起点になるわけでございます。

そこから約400メートルぐらい入りましたら、現在民家の方が3名ほど生活しております。その奥には草地とか、また先ほど言いましたふれあいの森が存在しております。

この直径60センチのコンクリート管が入っている横断管渠と言うのですが、この管渠、起点から約30メートルぐらいの位置に横断管渠が入っております。そして現在、この管渠は600、直径が60センチですね、その飲み口が春先の雪解けとか、大雨が降るたびに、飲み口がちょうど90度の角度であれしていますので、水も3方向からの水を受けるために、当然、大雨が降ったら飲み込めないという状況になりまして、今回も8月22日、大雨がありまして、民家の方からちょっと見てくれということで現場を見ましたら、当然、どこもそうなのですが、大雨でその道路を渡ることができないという状況になりました。

これは27年度の自治会長会議で止若地区から、たしか、テーマとして上がっていると思われませんが、町長、これは御存じですか。（町長「わかっています」と呼ぶ）

町長も御存じだということで、先ほど話したとおりの要望事項を確認しましたら、生活道路の改良について、ということで、止若地区の町内会から上がっておりました。この民家の方も、ことし雪解け時とか、今回の大雨が降ったときですか、本当に通れなくて困っているということでございます。この辺についても、私も併用林道とあって、何事にも森林管理署との協議が生じるというのは承知しております。

前々から上げているというお話も聞いていますので、現在、森林管理署、ここは十勝東部森林管理署だと思いますけれども、現在どのように進められているのか、その経過を町長にちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この町道土井沢線、議員の質問で、現在、森林管理署との経過についてということと、先ほどのお話の中で、いろいろな状況のお話もさせていただきましたし、今後どのようにしていくかというのをまとめて話したほうがわかりやすいと思いますので、まとめて話させていただきたいなというふうに思っています。

現在、森林管理署との経過については、併用林道協定を平成21年4月1日に最初に締結しております。協定の更新は、直近で平成27年3月19日に締結しております。平成31年3月31日までとなっております。

次に、この土井沢線の維持管理についてでございますが、現在の態勢といたしまして、

除雪、路面整正、あと草刈り等が行われております。夏には防塵処理として塩カルを各戸に配付しております。平成27年度は上記のほかに、補充砂利40ミリの散布を行っております。これは町で行っています。大体金額にして16万円ぐらいかなと、そのように思っています。

今後、本町としてどのように対応していくのかということですが、議員のお話にありました昨年の自治会長会議におきまして、この土井沢線の起点部の横断管の改修、間違いなく要請されております。森林管理署に対して強く改修要請を行ってきたところがあります。また、今回の台風で横断管が被災していることから、8月31日に再度要請をしたところがございます。森林管理署が今年度中に、先ほど議員おっしゃっていました600から800ぐらいということで実施する予定となっております。

ほかに、今後の対応については、管理はあくまで森林管理署が持っておりまして、災害、大規模な改善、改良等は森林管理署と町とが協議しまして実施されることとなります。その場合は、費用の案分が生じまして、森林管理署が90%、町が10%、そういう負担割合となっております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今話を聞きまして、大変ありがたいことでございます。

併用林道であります、地域住民も住んでいるということで、生活道ということで考えていただいて、今後も、相手があることなので一方的には行かないと思いますが、その辺含めて少しでも町民の方が安心して生活できるような道路づくりにしていただきたいと思っております。今回、ふれあいの森、そして付随して同一路線における町道土井沢線について質問させていただきました。

町の森林宝庫の財産を守るために、また町民の生活道を守るためにも、協議が前提となりますが、今後もよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） これで、渡辺議員の一般質問を終わります。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 質問に入る前に、さきの議員たちも言っておりますように、今回の議長も何十年來のというか、今まで経験したことのない台風の到来でという話もしておりました。そういう中での清水町や新得町や大樹町ですか、あの辺、十勝の南部というか、中央の帯広も含めまして、そこから見ると災害的にはさほどではなかったということでもありますけれども、あれだけの大水が来た中で、相当なやっぱりダメージを本町も受けているわけなので、この辺に関しては、私、6月のときにも防災計画はどうなっているのかということで質問していった中で、7月に防災会議も開いたというのは、時を得たのかなと思う面もあるし、新しい防災計画もまだ精査していませんけれども、やっぱり私もそのとき言いましたように、この日本列島は天地異変というのか、そういうことがいつ起き

でもおかしくない時期に入ってきているということは、これはいろいろマスコミ等でも町長も御存じだと思うのですけれども、そういった中での対策の中で、幸いにして人的な被害がない中で進まれたということに対してと、それに取り組んで来られた町職員、あるいは関係機関、あるいは地すべりによって被災した人たちを含めまして、今後の復興と同時に、大変な御苦勞の中であったことについて労をねぎらいたと思いますので、よろしく今後とも防災に関しては常に緊張感ということではなくて、常に起こり得る中での対策というのを常に。

そして、何かマスコミを聞いていますと、何か避難勧告したけれども、実際に空振りに終わったらどうなのかなみたいな質問をしている。私はそういうアナウンサーなんかしているのを聞いて、腹立たしさを感じます。というのは、これは実際に起こり得る災害に対して避難勧告して、もしそれが大したことないとしても、訓練とか、あるいは防災の事前の訓練ということを含めたことを常にシミュレーションしながらやることによって、本当の災害が起きたときに間に合うと。決してオオカミ少年的なものではないと思いますので、今後とも町の対応について、地震の場合は、なかなか予見できないけれども、今回の台風についても、もう最低でも3日ぐらい前から気象庁が出されている情報を聞きながら、そういう態勢を即とれるような、そして本当に自然に逆らう人間の力というのは本当に微々たるものですが、人命が最大的に守られる、命あってのものだねということを常に考えた対策をとってもらうことを前段に申し上げて、今回の一般質問の私の通告の中で話をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私は、今回、お墓についてということで、何となくナンセンス的な質問なのかなと思う面もあるし、また、私がこの質問を取り上げるに当たっての思いというのですか、そういったものを町長自身が同調するというか、感銘までいかないかもしれませんが、理解してもらえるのであれば、今後の施策に生かして行ってほしいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

質問の見出しにもありますように、順番的に現況、あるいは管理、今後の方針についてということでいきますので、大きく分けて三つの点でいきます。11まで番号で言いますが、三つの状況に従って番号を考えておりますので、町長の答弁をよろしくお願ひします。

また、数字等については、担当課でもいいのですが、事前に出しておりますので、町長のできるだけの答弁をお願いします。というのは、認識上の問題で、私もこういうことを調べている中で、それなりに理解をいたしましたので、町長自身もトップリーダーとして知っていなければならないのではないかと思いますので、その点をよろしくお願ひします。

①番については、6カ所の各墓地の、使用数ということで、条例を見ますと6カ所制定されて、過去には約10カ所ぐらいあったのですけれども、今は6カ所で、条例に書き込まれているのですけれども、各墓地の、6カ所についての使用数、不明な面は不明な面で

答弁よろしいですからお願いします。それから面積、面積は、当然、町では押さえられていると思うのですけれども、条例集の中には場所等の地番は書いていますけれども、面積が記入されていないので、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私にとっても、余り得意でない分野ではありますが、一生懸命答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、条例による6カ所ですね、各墓地の使用数と面積。

まず、陸別墓地から言います。区画数が790、使用数が711、区画外もありまして151、面積は8,182平方メートル。次に、小利別墓地であります。使用数は30です。面積は4,957平方メートル。次に、トナム墓地であります。使用数55、面積は2,668平方メートル。次に、薫別墓地、これは区画数、使用数ともに不明でございます。面積は4,629平方メートル。次に、川上墓地、これも区画数、使用数とも不明でございます。面積は8,181平方メートル。最後に、クネベツ墓地でございます。これも区画数、使用数不明で、面積は8,263平方メートルでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、町長が答弁されたように、私は少なくとも条例には面積等は入れておいたほうがいいのではないかと思う点を先に申し上げて、相当な面積と、それから実際に使われていないし、過去に墓地として制定した中で、今使われていない三つの場所があるわけなのですけれども、その辺については、今後どのように墓地としていくのか。また、近隣の人に分譲するというのですか、移譲するという方法をとるのか。墓地ですから、当然そういうことはできないと私は思っているのですね。

そういった意味でも、やはり過去に陸別には昭和34年がピークで8,897人の人口がいたという、当町は大正8年の町制施行からなっているのですけれども、開町されてきている中でありますけれども、その8,000人を前段を見ますと、相当な人数というのですか、5,000人から6,000人という数がいたのですよね。そういった人たちが火葬場が整備される前は土葬等もあった中で、開設された墓地に皆さん方が共同墓地として利用してきていると。そういう人たちの先人の苦労というのですか、生きてきた中で最後の、ついこの住みかとする場所が、私は墓地だと思うのですよね。

そういった人たちが実際に利用されてきた、また開設されて、現在は不明という形の墓地については、それなりのやっぱり先人の人たちの苦労の中で陸別の地に埋まった人たちを弔うというのですか、今どき、言い方は悪いけれども、生前に癒やしを受けたペットもそういうことをするという時代の中で、やはりお墓というのは大事だということが今思われてきているし、それをしなければ先人の人たちに失礼だと思うのですよね。

そういった意味で、私も三つの墓地については手入れも行き届いて、陸別、小利別、トナムなのですけれども、それ以外の、町長、今、答弁したように、面積的にもいわゆる

8,000平米もあるそういう墓地もある中で、手入れもされないし、もちろんそのままにして、薫別の墓地についてはもう相当な立木があると、そういったような状況の中で、果たしてこれでいいのだろうかと思っ、今回そういうことも含めましてお墓についての質問をしているわけなのですけれども。

やはり生前開拓をした陸別、平成30年には100年を迎えるというのですけれども、大正8年からですから、それ以前からも関寛斎も明治35年に入ってきたという、そういう中での苦勞の人たちのやっぱり弔いというのか、ねぎらいというのですか、先ほども言いましたように、ついの住みかは決して生きているときだけがそこで人生が終わるというのではなくて、やっぱり相当な苦勞をしながら陸別を盛り上げてくれた人たちに対して、お墓の中で安らかに眠れるというのですか、そういう場所が私必要でないかと思ひます。

三つについての管理は行き届いているけれども、あとの三つについては、この中で②にありますように、使用されなくなった墓地の印として供養碑、塔、あるいはそれなりの管理というのですか、もし碑を建てるとしたら、その周辺ぐらひは墓地であったことを示すための印として必要でないかと思ひますけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この条例に載っているのは6カ所ということで、実は、私先ほどちょっと言葉不足でもあったのですが、事前に谷議員からも質問の概要をいただいていたので、本当は薫別墓地、川上墓地、クネベツ墓地、これは議会前に調査をする予定でありました。ところが、御存じのように台風の絡みがありまして、ちょっと間に合わなかったというのが事実であります。

こうして条例にも載っている場所なので、まずは調査の必要もあるのかなと、そこら辺も含めてちょっと検討してみたいと思ひていますし、現在、この当該墓地に通じる道もないような状態になっておりまして、また、お墓参りに関する問い合わせ等もあるのかなと思ひたら、ないような状態であります。印としての供養碑等の設置ということでもございますが、今のところは考えておりません。

ただ、議員おっしゃるように、先人が埋葬されていると思われることですので、設置の条例はやっぱり残しておく必要性はあるのかなと、そのように考えております。形があつての供養ということも確かに大事なことはございますが、心の供養ということも一つの方法ではないのかな、そういうことも考えております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 条例に載っているから、それで形的にはなつているのでないかなというのが町長の答弁ですけれども、私も、今回このようなことを案件として取り上げるときに、他町村を見た場合においては、使用されるされないにかかわらず、町としての建立というのですか、そういうものの地蔵碑ぐらひはある場所もあるのですよね。

そういった意味で、ここにはそういう先人の人たちが眠っているのですよということ

思い起こすために、やっぱり必要な印だと私は思っていますので、心の供養だけでいいというふうに、今、町長の答弁がありましたけれども、そういうことでは余りにも冷たいのではないかなと、私、思います。

というのは、関寛斎の土まんじゅうという形で、関寛斎御夫婦が眠っているということについても、つい最近ですよ、墓地として見つけれられた。それに対して顕彰会を通じて、毎年あいさんの命日、あるいは関寛斎の命日等についてのお墓参りをするということは、やはり形があるからできるのであって、そういうことを先人の人たちの苦労に対する感謝の意を込めた形を、僕は形として示して行ってほしいなど。

この辺については、町長の見解の違いなのかもしれませんが、私としては近隣の墓地近く、いわゆる薫別であれば、美濃島さんだったと思うのですけれども、その土地の真ん中であって、別に墓参道もないけれども、こういう形であるということについて、本人はわかっていますけれども、地主はね、わかっていますけれども、印として必要でないかと、私つくづく思いました。

そこに眠っている人たちが、いろいろ移設もされて、あきにもなっているかもしれませんが、そういうことに対して、今まで身内の人たち等がお参りに来ないといっても、近年、墓地に対する考え方というのはすごく変わってきているという情報もありますよね。というのは、やはり自分の先祖はどうだったのか、また陸別に生まれたというのは知っているけれども、やはり最低でもお盆ぐらいはお参りしたいという、こういう世代の人たちがふえてきているというのを聞いておりますので、今のうちから印的なものがわかれば、そういう形をとっていくことが、そういう人たちが来たときに対応できるのではないかと思うので、その辺をもう少し町長、考えて行ってほしいなど。大した財政的にコスト負担というのですか、そういうもの、地蔵をつくる程度だと思いますので、供養塔ということで。そんなに高価なものでなくても印として、面積等ぐらいの、簡単に言えば、印看板も上げておいたほうがいいのではないかなと。

先ほどありましたように、クンネベツ墓地と、それから川上墓地については、私も担当に聞いたところ、もうどこにあるかもわからないというか、そういう感じで、地番的に見ればわかるけれどもというふうに言っていますので、その辺も一つの発掘として、印を見出していくことが必要でないかと、私そう思いますので、その辺をもう一度考慮していただきたいと思います。

それで、③なのですけれども、墓地の使用者の把握のために管理記録されているかということで、これは管理条例の11条の2の中にあるわけなのですけれども、簡単に言えば、相続がきちんとされて、使用权を継続していくということが必要で、相続人がきちんと墓地台帳に記録されている必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についてどれくらいまで管理されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 改葬などの手続の際に、これは必要に応じて墓地使用权相続届の

様式によって届け出をいただいております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 届け出によって、もちろん届けなければならないというのは条例でもあるのですけれども、きちっと台帳をつくって、今後の質問の中でも生かされると思うので、今、不備な面があるのであれば、できる限り墓石というのですか、墓碑ですか、その裏には建立者の名前は入っております。当然その人は、もう古いのでは大正時代につくられたものもあるし、昭和等について、近年区画整理された中で新しい墓地ができていられるけれども、中にはやっぱり建立者と名前がもうなくなって墓標に入っているという人もいますので、当然そういう人たちの管理的には誰が継承しているのかというのは、常に把握しておく必要があると思うし、しなければならぬと私思いますので、今後、鋭意努力して、そういうものの掘り出しをしていってほしいなと思いますので、よろしく願います。

それから、陸別墓地の各号の区画数ということで、④にいくのですけれども、先ほど町長が言いましたように790、これは各号、陸別の墓地ですよ、条例では1号から3号まで1、2、3とあるのですけれども、その区画数と、それから実際に使用されているというか、されていない残りの区画があれば、ちょっとお答え願いたいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、今の御質問の陸別墓地の各1号、2号、3号ですか、各号の区画数と空き区画数について。

まず1号地、これは昭和46年から昭和55年にできたものです。区画数443、許可済みは376あります。そのうち返還地が67、利用不可、できないというのが48ありまして、あと、よく見たら、区画として使えるなというのが8区画、それで利用可能というのは27区画になっております。

2号地、これは昭和56年から昭和59年。区画数179、許可済みのところは173、返還地が6でございます。そのうち利用不可が3区画、利用可能は3区画というふうになっています。

3号地、平成元年から平成17年、区画数が168区画、許可済みが162区画、返還地が6区画、利用不可4区画、それで3号地について利用可は2区画ということになっています。

計、先ほども言いました790区画、許可済みが711、返還地が79、このうち利用不可のトータルが55区画、追加で使えると言ったさっきの1号地の8区画を入れまして、利用可が32区画ということになっています。利用可能地が少ないといえますのは、返還地のうちのすごく狭い場所とか、小型の建設機械が入れないという区画を除いているという計算のもとに立っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) 私、今回、実際、区画整理をされている1、2、3、それからされていない、簡単に言えば、区画以前の墓地について、いわゆる土葬もされているという経過の中で、区画のしようもないと。さりとて、これを違う人に利用するという方法もとれないという話も聞いておりますけれども、いずれにしましても、区画がきちっとされてものについて、あきが79あるということについては、これは近年、先ほども言いましたけれども、墓地に対する考え方、あるいは陸別を去られた、当初やっぱり8,000人いたのが、今、2,500人ぐらいしかいない中での、そういう人口比の中で多く利用されていた墓地が子どもたち、あるいは自分も陸別から去っていくという中で、墓じまいをした数字だと思うのですけれども、この墓じまいということについては、それは個々のあくまでも墓石であり墓碑であるから、その人の自由なのですけれども。

後の質問に入りますけれども、少しでも陸別にとどまっていたほしいなど、人はいなくなっても、墓地の数だけは維持していきたいなという意味で、空き数を聞いたわけなのですけれども、今後、この空き地については、ほかの町村の条例を見ると、町内者でないと、いわゆる住所を移住しないと、それは設置できないとなるのですけれども、当町の条例の中ではそういう規定がないのですけれども、⑥の質問にあるように、町外者の使用についての設置許可は、私としては許していったほしいと思うのですけれども、そういうことについての縛りはあるのですか。

○議長(宮川 寛君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 今まで町外者のそういった事例はございません。今の御質問については、私もいろいろ読まさせていただいて町外者も可能であると、そのように思っております。

○議長(宮川 寛君) 7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) 順番的にちょっとずれて申し訳ないのですけれども、⑤の管理条例について、これは書いてあるとおり条例の第12条の(3)については、墓地使用者はその相続人の住所が所在が不明となり10年以上放置されているということについては、町長は返還を命じることができるというふうになっているのですけれども、そういう事態にならないために、無縁墓というのかな、いわゆる見た目ですべて全然管理されていないというか、そういうものについての把握はどうですか。どのぐらいあるのですか。

○議長(宮川 寛君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 今の御質問なのですが、今までに管理条例第12条第1項第3号、これを行使したことは、調べてみたのですけれども、ございません。無縁墓ですか、の数を把握したことはありません。

○議長(宮川 寛君) 7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) 時期的な問題もあるのかと思いますけれども、いわゆるマスコミ、十勝の新聞であります中で、道新あるいは勝毎を通じて、いわゆるお盆前ということもあるのかもしれませんが、帯広については、500基ぐらいがそういう無縁墓だ

というか、お墓は建っているけれども来ていないというか、あるいは建っていても人がお参りに来ていないのではないかというようなことの記事がずっと載っているわけなのですね。

そういった意味からいくと、やはりそういう墓は建ったけれども、後で管理することができない、あるいは実際に血縁関係のある人でも陸別に墓地があるのがわからないという方、いわゆるきちっと相続されていないというのですか、そういった意味からいくと、非常に寂しい思いがするので、これは帯広や各町村でも必ず無縁墓というのがあるというふうに聞いていますので、陸別もやっぱり少しでも知るといえるか、掘り下げて見ていく必要があるのではないかと思います。

その辺はいろいろ職員の業務上、あるいは町長が今言いましたように、災害等で緊急になるということについて、この質問に対する事前の準備ができなかったということも言っていますけれども、大変忙しいとは思いますが、きのう、きょう、あした、すぐやれというわけではありませんので、そういった形は記録に残せるような、少なくとも個々、過去、今言った12条の(3)に該当するようなものがあれば、当然、調べておく必要があるし、またそういう人たちの所在も、いわゆる引き継いでいる、相続ですね、そういったものが必要でないか思いますので、今後、そういうことを取り組んでいってほしいと思います。事務量的には大変なことだと思いますけれども、そういうことをすることによって、先ほど言いましたように、先人たちのついでに住みかとしての墓地の中で安らかに眠れる形をとってほしいなと思います。

それでは、⑦に入るわけなのですけれども、これも今言いましたように、管理条例の12条の(3)について該当するのかなと思う面もあるので、あえて私も実際に陸別墓地内を見させてもらった中で、倶会一處(くえいっしょ)という塔ですね、お墓というか碑とか石碑のものではありません。3メートル以上あるぐらいの、そういう大きいものがあるのですけれども、これは墓地の、いわゆる旧墓地といたらいいとおもうのですけれども、区画もされていない中で端っこのほうというのですか、もうかなりの鬱蒼と茂った木の中に、木の中ではないですけれども、ちゃんと草刈りも周りされていますから、木の中ではないけれども、そういうものがあると。当然、この塔の上にも木が生えているという、そういうものがあるわけなのですけれども、この存在についてどこまで調べがついたのか、ちょっと町長、答弁をお願いします。

○議長(宮川 寛君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 今の御質問の、この塔の表面に刻まれている倶会一處(くえいっしょ)ですか、この言葉は、浄土真宗の宗派で用いられているということと、側面に刻まれておりました建立年、これは昭和9年となっていることから、町史、また当時の資料等を調べましたが、当該施設の記述がないことなど、総合的な観点から公共の施設ではないと思われまます。

よって、その施設に町がかかわるということには、これは政教分離の立場上もあり、か

かわるのはちょっと難しいのかなと、かように思いますが、まだまだ議員おっしゃっているように、高いところの場所なので、いろいろ何か彫られているものもあるかもしれませんので、そこら辺はちょっと調査してみる必要はあるのかなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） このことについて、あくまでも個人のものなのか、それとも今、俱会一處という言葉を使われるということについては、浄土真宗本願寺の宗派だと思うのですよね。そういった意味からいくと、あの塔をつくるという、昭和9年の時代に、町長が言ったように、これだけのものをつくるということは相当な財力のある人、あるいはあった人、またそれをつくるための檀家たちの力があったものだと思うのですよね。

そういった意味からいくと、先ほども言いましたように、12条の(3)からいくと、きちっと管理されているかどうかも含めて、行政としては責任があるのではないかと思うのですよね。そういうことをしていかなないと、せっかくあれだけのものがつくられて、今言ったような塔の所在的には誰が建立したのかわからないけれども、年代的にあるということは、あと、それに所属する宗派の人たち、あるいは檀家の人たちに、こういうものがあるけれどもきちっと管理してほしいということぐらいは、僕言ってもいいと思うのですよね。

今、陸別にお寺が四つあるわけですけれども、こういう言葉を使うのは浄土真宗の方たちでありますので、その辺を十分その関係者と話をして、きちっと管理してほしいと。しなければならぬという条例に基づいた指示は、僕は当然出してほしいと思っておりますけれども、その辺については、町長、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど申しましたように、余り深入りできないというものであるのは間違いないと思っております。宗派がこうして大体想像はつきますから、そこら辺は簡単な話で、ちょっと個人的にも聞けることのでございますので、そこら辺は得意な方面の人たちに関して情報を得るといったほうが、私としてはいいのかなというふうに思います。

今までわからなかったものが、そうして明るいところでは出てきましたので、放っておくということには、議員おっしゃるようにならないとは思いますが。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 前段でも言いましたように、私がこういう形で質問をしていて、町長に同調してもらえるといるのですか、意味を理解してもらえれば、そのような行動と施策を進めてほしいと思っております。

当然、今言いましたように、名前こそ入っていないけれども、当時の財力からいけば、おおよその見当がつく人だと。それは当然、句碑にも塔にも刻まれている俱会一處というのですか、文言そのもの自身からいっても宗派的にもわかりますので、その辺について、町長の今言ったような形で進めて、本当にあれだけのものをつくった、今、ちょっと個人

的にはできる可能性はないと思うのですね。それぐらいの立派なものです。ただ、古く、90年近くのそういった中での形でありますので、やっぱり一つの、俗に言えば、魂を入れるというのが仏教にもありますけれども、そういうものを掘り出して、大事に先人の人たちの苦勞に報いるために、そういうアドバイスというのですか、いわゆる町としては当然12条に基づく指示はできると思いますので、そういうことをしていかないとせっかく建てたものについて生きていかないような気がします。

政教分離というそういうことだけで、触れられないということにはならないと思うのです。せっかく陸別の墓地の中にある、これが全然違う個人の庭先にあるものをどうするという話ではありませんので、墓地の管理者として当然していく必要があると思いますので、あえて強く申し上げておきたいと思います。

それから、⑧番目に入りますけれども、これは私も自分の墓地もありますので、墓地に行くわけなのですけれども、道道津別陸別線から墓地ということで、道路標識的には墓地の入り口とあるけれども、やはりこれはいろいろな面で、先ほどの議員の中にもふれあいの森の看板がないとかという、陸別の重大施設等についての看板というものはある程度整備されていないような気がしますので、入り口あたりに、墓地と。その前後ではないけれども、小学校の入り口あたりにはイベント広場、あるいは駅のふるさと鉄道の広場とか、始終看板はあるけれども、墓地についてはないと。

これは、何で僕は墓地にきちんとした看板が必要なのかというのは、先ほども言いましたように、長い間墓参りもしていない中で、陸別に久々に来てみたけれども、一体墓地はどこにあるのかという、昔の参道から見ると入り口も変わっているという点については、僕は必要だと思うのです。そういういわゆるサービスの、陸別町の墓地はここですよという、道路標識的にはあるけれども、やはりもう少し看板らしい看板を立てたほうがいいのではないかとということで、質問しているわけなのです。

そういった意味で、入り口をすると同時に、案内看板もきちっとすること。これは案内看板と同時に、行く中で、草刈りを参道の中でされていないということについては、これは町民の方からあったのですけれども、陸別の墓地に歩いていったら、歩道はありますから、あるのですけれども、やっぱりもう少しきれいにしてほしいと。墓地内はきれいになっているけれども、参道の草刈りがきちっとされていないので、よそから来た人に見苦しいという話もありますので、その辺を取り上げてほしいのと。

それから、墓地周辺の木なのですけれども、先ほどの倶会一處のところも、森に囲まれるということですか、墓地内については、印として設置者が植林していったのもあるかもしれませんが、新しい区画の上のほうでは、結構木が垂れ下がって墓石に被さっているようなところもありますし、それから、小利別墓地も見てきたのですけれども、本当に森林の中にある。これもまた、今、樹木葬というものはやっているから必要なのかもしれませんけれども、もう少し周辺を明るくできるような形をとっていったほうがいいのではないかと思いますけれども、その辺についてのお答えを、入り口看板は⑨にありますけれ

ども、それとあわせてちょっとお答え願います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、順番がちょっと前後するかもしれませんが、まず草刈りについてなのですが、町内の道路の草刈りというのは、道路維持委託業務の中の一つとして実施しているところであるのですが、草刈り業務については年1回を基本としておりまして、バス路線など交通量が多い箇所については年に2回と、そういうふうに決めているところがございます。

墓参道については、年に1回の草刈り路線でありまして、今年度は6月13日に人力で実施しているところです。ただし、このときは視線誘導標、いわゆる反射板、夜間の通行のための反射板の周りのところの草刈りだったということで、道路維持委託業者もちょっと変わったばかりで、そこら辺の時期的なタイミングをずらしたということもありまして、これは担当課の業者間との指示や連絡のちょっと不備があったのかなど。これからはそういうことがないように、また、回数が足りなかったら2回刈らなければならないことも発生してくるかもしれませんし、そこら辺はお墓参りに来る人に気持ちいい思いをしてもらえるような環境づくりをしていきたいと思っております。

それと、木の関係ですが、これもまたなかなか悩ましい問題でありまして、陸別墓地でも敷地外の立木、これは区画外の墓地についてはなかなか把握するのが大変で、個人で植えたような木もありまして、なかなか難しいところであります。墓地敷地外の立木に関しては、町有林の下陸別団地として管理しておりますが、大部分があそこは保安林となっております。土砂の流出を防ぐための林と指定されておりますので、伐採には道の許可が必要になってくるのではないかなと思います。

また、保安林になっていないところで墓石にかかってくるような箇所については、昨年度、緊急雇用対策事業で除去しているという事実もございます。墓地の一番上の段の林地との間、現時点で支障となる立木がないと考えておりますが、墓地利用者からもそのようにちょっと危険な立木があるとは聞いていませんが、今後、危険と思われる状況が発生しそうなときには、適正に処理をしていきたいと、かように思っております。

また、小利別墓地、これは山側のほうだと思うのですが、町有林、また民有林の区別がちょっと今のところつかないので、そこも調べてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先に言うべきだったのですけれども、いわゆる陸別墓地については、きれいに草刈りが終わり、あるいは刈った草をそのまま置かないで、除草というのですが、草をどかしているという、本当にお参りしても気持ちのいい墓地になっている、あるいは小利別墓地等も行ってみましたが、そういう状況。それから、トマム墓地についても、それぞれ取り組んでくれる事業者たちが違うのかもしれませんが、陸別墓地ほどではないけれども、トマム墓地もきちっと除草されてという点については、今後

ともそういうお盆に合わせた、お参りに気持ちよくされるような、墓地の管理を今後とも続けていってほしいと思います。

そういった意味で、先ほどの立木については、墓石に被さるような場所、いわゆる支障物的なものについては、できるだけ除去して、墓石の持ち主に、簡単に言えば、迷惑をかけたような、そういう対策を当然とってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、⑨の入り口看板については、先ほど言いましたけれども、墓地内の案内図看板ということなのですけれども、先ほども聞いたところによると、全部の区画、陸別墓地ですよ、711あると。そういった中で、未使用というのが約1割ぐらいあるという話、そういった中ですけれども、お参りに来た人たちが、きちっと建立した本人ですらも林立している中で迷うらしいのですよね。だから、そういう看板を、これは私的に言えば、区画の案内図を書いて1号、2号、3号とあると。そこに番号、必ず管理台帳には番号があると思いますので、番号だと。そうすると、もし迷って、僕の聞いている話では、大して大きい墓地でないから探せばわかるという面もありますけれども、中にはやっぱり時間的に追われて、町外から来てお参りしようとしたときに見つからないで、そのまま帰ってしまうという人も、たまたま見受けられるという話も聞いたことがありますので、その辺の案内をするために、案内図を書いておいて、そして役場に時間内ですけれども、問い合わせがあったときには何番ですよぐらいの照会ができるような、そういう仕組みが僕は大事ではないかなと思います。

若い人たちが陸別から離れて、お墓参りに来たけれどもわからないで帰ってしまうということにならないような、そういうサービスというのは僕必要だと思うので、かなり立て込んでくると、同じような墓石がいっぱい並んでいますので、自分の本当の先祖はどこなのだろうということ、一々裏を見ながら歩かなければならないということにならないような、なってもいいのですけれども、やっぱり簡単に照会できるというか、案内図をつくって、番号を振っておいて、そしてそれに問い合わせがあったときに、何番ですよぐらいの答える仕組みというのが、僕、大事ではないかと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それぞれの墓地の規模もいろいろあると思うのですが、私、陸別墓地のこのぐらいの規模でしたら、中央の駐車場を目印として、大まかな位置の特定は確認することができるのではないかなと。さらに、図面によって具体的な墓石の位置を確認して案内をしております。また、墓参りにおいての照会等は、今のところありません。改葬の際の業者の照会が主たるものであると認識しております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 僕が聞いてということで、直接的には役場に行っていないのかもしれないけれども、そういう仕組みも当然つくられていないから、役場に聞けばわかる

ということで若い人たちが考えまで及びつかないと思いますので、やっぱり中央駐車場というのかな、いわゆるトイレがあって、水道が出ている、あの場所にやっぱりそれなりに看板というのが、僕はサービスとして必要ではないかと思いますので、今後そういうことを一度考えていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。あとは、強くは詰めませんので、今後の対策として進めていってほしいと思います。

それから、⑩に入るわけなのですけれども、先ほどのいわゆる相続がされた墓地管理について、きちっと条例に基づいた10年間云々ということではなくて、何となくお参りしていないなという墓地等について、検証していく必要があると思うのですね。

そういった意味で、きちっと管理台帳をつくりながら、そして、墓石の存在というか所有者等についてわかれば、僕は少なくとも、忙しくて来れないとか遠くて来れないという人たちに対して、墓石のクリーニングというのですか、そういうものも、これはほかの町村でもやっておりますので、そういうサービスをすることによって、墓掃除も一つの墓参りの手法ですけれども、快く掃除されたものについて、ことし行けないけれども、掃除しておいてほしいという、いわゆる委託を受けるというのですか、そういう方法をとることが一つの陸別の仕事づくりにもなるのではないかと。

私的に言えば、福祉法人等があるし、そういう形の中でやっている町村もあります。あるいは社会福祉協議会と、あとはシルバーセンターとか、そういうものもあります中で、そういうことができるということについて進めていってほしいと。当然、お墓の掃除をすることによって、いつでもお参りに来てくださいというふうにすれば、お墓の存在を知ることと同時に、先ほど言った無縁墓にならないような、そういう手段にもなるのだと思います。

僕も見歩いて気がついたのですけれども、きちっと墓石は建っているけれども、きちっとではないですね、かなりひっくり返ったのもあるし、荒れているのもあると。そういった意味で、先ほど言った点で管理台帳をきちっとすることによって、そういう人に、あくまでも業者に名前を教えるわけにはいきませんので、町の仕事として、一応こういうお墓があるのですけれども、今後、サービスとしてあくまでもお金がかかりますけれども、こういう形でというアンケートをとった上でしていくと。そして、崩れている墓石については、あくまでもリフォーム的なものも必要か必要でないかというのもきちっと墓石を見ながら、先ほど言った相続のきちっとされた名簿に基づいて案内を出しながら、そして必要であるということに、アンケートに出てきたものについては、先ほど言った法人か、あるいは事業者でもいいし、あるいはシルバーセンターでもいいから、修繕できるものについては業者をお願いしなければならない。

そういうものを含めても、きちっとしたアンケートというか、希望をとる必要があると思うのです。そうすることによって、きれいな墓地にもっとなると思うし、私もずっと見て、全然手入れされていないのを見ると、すごく寂しい思いがしますので、その辺についての取り組みについてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 最近、ふるさと納税のお返しとして、池田町でもありますし、あと広尾町のNPOでも議員おっしゃるようなことをやっていることはテレビで見たことがあります。確かに、時代はそういうことを求めているのかなということもございます。

陸別で、例えばそれができるところ、さっき議員からも何か所かピックアップもあったのですが、そこら辺もこれからちょっと聞いてみる必要はあるのかなと。とりあえず今のところ、議員の思いは御意見として深く受け止めておきたいなと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） さきに言いましたように、やっぱり墓石の所在、管理している人は誰なのかということを知りたくて、アンケート等を取りながら、そして、ふるさと帰り、先ほども言いましたように人口が9,000人近くいた人たちのお墓なり、何かつながりがある人たちがいっぱいいると思うのですね。そういった人たちがお墓を通じて交流人口というのですか、そういったものが出てくる可能性を十分示唆しながらやっていくことが行政としての仕事なのではないかと思っておりますので、その辺について町長の今みたい考え方で、今後いろいろ関係する人もいると思うので、代行等についてもできる業者についても探して、鋭意努力して行ってほしいと思います。

時間もあと10分ぐらいになりましたので、最後の⑩の質問なのですけれども、共同、あるいは合同、無縁有縁供養塔の設置ということについて、質問していくわけなのですけれども、これは、今の時代の中できちっと墓石をつくりながらというのではなくて、各お寺に永代供養という、あるいは納骨堂も整備されている中で、個々に墓地を持つ気力というか、そういう形をとれない人たちというか、そういう言い方は失礼ですけれども、必要ないという人たちもいると思うのですけれども、やはり墓地というのは一つの手を合わすことによつての先祖に対する気持ちと、それから、自分が生きていく中での形というのは、僕大事だと思いますので、当然お墓が必要か必要でないかというのは、個々によって個人差があるし、そういう個々の問題になろうかと思っておりますけれども。

近年、私はこのように質問しているのは、全道で8カ所、十勝管内では2カ所が今言ったような共同供養塔というのを建てて、そして、その中で取り組んで、毎年お盆には社会福祉協議会が取り組んでやっているという町村もあります。そういったことが、今後、お墓を持たないで共同の中に入ってもいいよという人も出てくると思うのですね。そういった意味で、今後、共同墓地というのですか、墓石というか塔になるか、ちょっとわかりませんが、そういう形で進めて、近年の本州ですけれども、共同の墓地の中に、いわゆる屋内ということでもないけれども、屋根をかけることによって、いつでも雨降りでも、もちろん陸別の場合は冬場のお彼岸の3月のときには雪がかぶっていると。そういった意味では、屋根をかけたほうがもっと利用できるのではないかと。

そういうことで、陸別に、いわゆるお墓参りのついでに陸別を探索したいというか、交

流人口がふえると思うし、町長も御存じのように陸別のフラワーアートというのですか、今、1階のロビーでもやられていますように農村の花壇の整備というか、そういうノウハウがあるわけなのですね。そういった意味からいくと、そういう墓地には春には芝桜とか、そういうものでやっぱり少しでも、もちろん誰でも入れる共同墓地ですから、そういった意味で、そういう人たちが不特定多数の人たちがお参りできる雰囲気をつくることも一つの交流人口をふやす上でも必要な手段ではないかと思っておりますので、そういったことで、他町村にないことはないと思っておりますけれども、陸別版の共同墓地というのは必要ではないかと思っておりますので、今言った私の案について、町長の答弁をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この共同（合同）有縁無縁供養塔の設置ということでございますが、調べましたら、この管内にも二、三カ所はあるように聞いています。ただ、それがいつ誰が建てたかというのがわからないくらい古いものであるそうで、それでもお参りしている町村は二、三カ所はあるとは伺っています。

ただ、今まで、これらに関する照会等、陸別町にはございません。ですから、先祖を敬うという気持ちは私も谷議員に何ら負けるものではございませんし、それは基本にはありますが、今すぐとは議員もおっしゃってはいないでしょうけれども、早急にそういうものが必要だとは、今のところは考えておりません。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 前段に申し上げましたように、私はお墓に対する取り組みを反面ナンセンス的な質問なのかなと思う面もあるけれども、これはやっぱり避けて通れない、我々必ず命あるものは必ず死ぬし、あるいは子孫を残していくという経過の中での尊厳の念を象徴的にあらわすのがお墓だと思っておりますので、取り上げているわけなので、町長自身が、私自身も早急にということではないけれども、そういう意識の中での、時代の中で墓が取り持つふるさと帰りという時代にも入ってきていますので、やっぱりこういうことを一つの形として進めていくことが陸別の町にとっても必要でないかと思っておりますので、その辺についてもう一度答弁願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 基本は先祖を敬う気持ちがあるので、それは同じであります。後の、先の問題でないのかなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 午後2時50分まで、休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時52分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第48号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第48号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第48号専決処分の承認を求めることについてですが、台風等の発生により、災害対策及び災害復旧のため予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第48号について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

平成28年度陸別町一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度陸別町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,363万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,892万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、まず追加資料のナンバー1をお開きください。

追加資料ナンバー1は、8月25日の協議会でも配付させていただいた資料になっております。

8月の災害状況ということで、小利別の豪雨が8月1日から3日、台風7号が前線を含んで8月17日、台風11号が8月20日から8月22日、台風9号が8月22日から23日、地すべりが8月24日から27日ということで、記載をしております。

同じ内容のものを配付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いますと思いますが、特に、栄町の地すべりについては、現在も消防署のほうで定時巡回をしているところであります。

それでは、次に、説明資料ナンバー1をお開きください。

説明資料のナンバー1は、台風7号、11号、9号による被災状況でありまして、左側、これは町道になります。一番下のほうに合計として44路線33カ所、被害額としましては、復旧費になりますけれども、7,881万1,000円になります。

それから、右側の上段、農業施設であります。5路線10カ所、973万6,000円になります。

その下、林業用施設、7路線5カ所ありますが、2,102万7,000円でありま

す。

その下、衛生施設、火葬場の駐車場のところの、のり面になりますけれども、46万5,000円であります。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

7ページは、歳出であります。

9款消防費1項消防費2目災害対策費、これは今回、災害対策本部を設置しておりますので、それに係る経費が主なものであります。3節、時間外勤務手当336万7,000円、これは職員53名、延べ時間にしますと1,317時間になります。この職員数、それから時間数の中には消防職員も含んでの数であります。11節需用費14万3,000円、消耗品費11万2,000円、これは避難所のブルーシート、それから大型土のうの袋などが主な内容であります。食糧費3万1,000円、これは避難所用の避難者の食料費でございます。14節使用料及び賃借料8万7,000円、これは寝具借上料でありまして、避難所、保健センター多目的室を避難所にしましたので、避難者の寝具の借上料49組分であります。

それから、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費13節委託料40万3,000円、これは農業用施設補修委託であります。それから、15節工事請負費915万8,000円。原材料費17万5,000円、災害復旧用資材、切り込み砂利が内容であります。この合計973万6,000円は、資料ナンバー1-1の右側上段の金額となります。

それから、次のページになります。

2目林業用施設災害復旧費、委託料215万円、工事請負費で1,679万4,000円。原材料費208万3,000円、原材料費につきましては、切り込み砂利と岩盤が主な内容であります。合わせた金額2,102万7,000円は、資料ナンバー1-1の右側の中段の箇所となります。

それから、2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費、委託料で808万円、測量設計費260万円、道路維持補修548万円、合わせて808万円。工事請負費6,636万4,000円。16節原材料費436万7,000円、これは切り込み砂利、岩盤ですが、合わせて7,881万1,000円は、資料ナンバー1-1の左側の町道関係の金額となります。

それから、次のページ、3項衛生施設災害復旧費1目衛生施設災害復旧費、委託料46万5,000円、これは火葬場駐車場の、のり面の補修に係る委託料であります。これは資料ナンバー1-1の右側の一番下の箇所となります。

それから、10ページから11ページについては、給与費明細書をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、歳入、6ページをお開きください。

6ページは、歳入であります。

まず、17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、財政調整基金から6,000万円を取り崩しております。不足分を普通地方交付税で5,363万6,000円を充当しております。交付税の既定額21億8,108万6,000円の内訳としましては、普通交付税が20億108万6,000円と特別交付税1億8,000万円ですが、今回、普通交付税5,363万6,000円を補正しております。補正後の金額22億3,472万2,000円ですが、普通交付税が20億5,472万2,000円、特別交付税が1億8,000万円であります。

ちなみに、7月に今年度の普通交付税が確定をしております。今年度確定額は、もう既に新聞などで御存じかと思えますけれども、21億7,556万2,000円であります。したがって補正後の20億5,472万2,000円との差1億2,084万円を専決処分の時点では留保していると、そういう内容になります。

以上で説明は終わりますけれども、今後、復旧費に係る国の補助金ですとか、起債などの財源調整が今後出るかと思われます。早ければ、12月段階ではそこら辺の報告ができるかと思えますけれども、今後、北海道ですとか、そういうところと協議になってくると思います。

以上で説明を終わります。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度陸別町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。事項別明細書は6ページから9ページまでを参照してください。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、副町長のほうから説明をいただきました。約1億2,000万円近い被害に及んだということで、優先順位というのですか、まずどこら辺を最初にやりたいのか。それと、例えばこの台風前に町発注の事業が出ていると思うのですけれども、それを一時中断して災害復旧に当たるのか、そこら辺のこと。

それと林道林野庁分、これには載っていないのですけれども、そちらのほうの被害の把握をしているのか。

また、9月25日から陸別町のデントコーンの収穫作業が行われると。それで、林道がやられていて、既存の2戸の受益者のほうにデントコーンの収穫に向かえないと。ここら辺も、林野庁としてどういう押さえをしているのか。また、今後速やかに対応していただけるのか。また、町として把握をしているのか。そこら辺をお聞きいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） まず、1点目の御質問なのですけれども、優先順位の関係だと思っておりますけれども、御存じのとおり、通行どめ箇所をまず優先的にやりたいというこ

とで、議員言われたように、畑に行けないという農家からの電話をいただいております。それで、今のところ、町道でいくと1路線ほど早く直してほしいということで電話を受けているところがございます。それで、順次、発注行為を行っているところでありまして。それで、あしたも入札があるのですけれども、あしたの入札で林道関係については全て発注済みということになります。

それと、あと9月1日付でも農業関係の施設関係については、全て発注済みと、あと町道のみが半分ぐらい残っているのですけれども、来週の14日には森林管理署などとの協議のものを除いては、発注できるというふうに踏んでおります。

それと、日常の一般の業務の発注行為と、そこら辺の関係の御質問だと思うのですけれども、一般の工事については、9月24日だと思うのですけれども、定められた入札日がありますので、その日に発注するというので、災害は災害で優先なのですけれども、災害の入札については飛び入りで入札日を設けていただいて、入札をすると。定期の入札日に一般分を発注するという段取りでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 森林管理署の関係だったのですが、森林管理署のほうもまだ奥地に行けないという状況がございまして、森林管理署自体でも被害額がどれぐらいかというの、まだ現在押さえていないという状況ということで聞いております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それで、やはり速やかに林道の補修もしていただかないとデントコーンの収穫に行けないという状況にございますので、どうか町行政のほうも早めに。

それと、うちの町内業者だけで対応できるのかどうか。そこら辺、さっきの質問になかった。足寄町の場合は、既存の台風前の公共事業、町発注の分については、一時中断をして災害復旧のほうに当たるといような話も聞いていますので、陸別町としてどういう対応になるのか、最後、それをお聞きいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 予算上では、1億円ほどの工事請負費が出てくるというふうになっております。災害箇所の数もかなり多いということで、建設業協会並びにいろいろな相談というか、協議をしながら進めていきたいとは思っておりますけれども、今のところ対応できるというふうに考えております。

なお、この工事の中に舗装工事等にかかわるものについては、当然その業種の舗装工事業者を指名して、入札を執行していきたいということでございます。

それで、一般の分ということなのでございますが、先ほども言ったように、決しておくれることなく、特に9月末に発注するものについては補助事業ですので、そこら辺はわかまえて、おくれることなく執行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

6 番渡辺議員。

○6 番（渡辺三義君） 今回、台風7号、11号、9号ですか、説明書の1-1ですか、ここに書いてありますが、全部で44カ所ですか、全て緊急性を有していると思います、特に緊急性の中で生活に影響を及ぼしている、そういう線名というのは何カ所ぐらいあるのか。

それともう1点、よろしいでしょうか。今回、食糧費というのが出ていますが、町の避難時における避難食とか、水とか、毛布関係ですか、わかれば、備蓄量というのをどのぐらい押さえているのか、ちょっと説明願います。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 今回、資料の1-1を見ていただければわかるのですけれども、通行どめの箇所が、当初、町道12カ所、林道で4カ所ということで、この通行どめに係る路線に住宅地が張りついているというところはございませんので、当然、住民の方に直接的な支障があるというふうには考えておりません。

なお、先ほど、さきの議員から質問があったように、どちらかというとなる農作業に支障が出るだとか、林業関係でいくと伐採したいというような話は聞いておりますので、そこについては、いち早く発注して、仮復旧させて、通行だけはさせていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 備蓄品の関係でございます。

食事につきましては、今回、計8回の食事を避難者と、それから対策本部の従事者で使用しております。非常食を5回出してございまして、非常食の関係で在庫の分だけの報告とさせていただきます。まず、非常食のお米の分につきましては、現在の在庫分が102食、それから副食品になります。カレーが241食、牛丼の具が90食、サバの味噌煮135食、豚汁が155食、あと甘味が5食ということで、甘味はほとんど出してしまいましたが、今のところこのような在庫状況であります。

ことしの予算で、お米と牛丼、サバの味噌煮、豚汁につきましては、補填する予定となっておりますので、これから補充をしたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、現委員のうち1名が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただきまして選任しようとするものであります。

平成19年10月1日から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております現委員の依田美實氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字ウリキオナイ6番地69、生年月日は昭和29年5月16日生まれの満62歳です。

依田氏は、昭和48年3月、北海道立帯広農業高等学校を卒業後、家業である酪農業を営み、その経営手腕は地域の模範となるところであります。依田氏におかれましては、人物、識見とも申し分のない方であります。どうか御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第49号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論は省略し、これから議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は、同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第50号町道路線の廃止について

◎日程第7 議案第51号町道路線の認定について

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第50号町道路線の廃止について及び日程第7 議案第51号町道路線の認定についての2件を相互に関連あるものとして一括議題とします。

質疑、討論も一括することとし、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第50号町道路線の廃止についてですが、道道津別陸別線線形改良工事の供用開始により当該路線の起点が変わるため、路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第51号町道路線の認定についてですが、道道津別陸別線線形改良工事の供用開始により、当該路線を町道に認定するものであります。

以上、議案第50号及び第51号の2件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから議案第50号町道路線の廃止について、議案第51号町道路線の認定についての2件を一括して説明いたします。

今、町長より提案の理由がありましたが、道道津別陸別線線形改良工事の供用開始により、町道止若原野線の起点が変わるために、議案第50号では当該路線を一旦廃止し、新たに起点の確定により議案第51号では当該路線を町道認定するものでございます。

箇所図等については、資料のナンバー2-1と2-2ですので、御参照していただきたいと思います。

資料のナンバー2-1では、図面の中ほどに引き出し線が表示され、実線で書かれているところが今回一旦廃止、そして認定する町道止若原野線でございます。起点部につきましては、道道津別陸別線ということで、近くには西岡隆さんのお宅があります。終点につきましては、町道作集原野線で付近には山村邦雄さん宅がございます。

資料ナンバー2-1の上のほうの引き出し線にそれぞれ終点、下のほうに引き出し線で起点というふうに表示されていると思います。表示されている上段側に廃止する所在地、下段には新たに認定する町道の所在地が表示されていると思います。終点につきましては、変更はございません。起点のみの住所の変更ということになります。

次に、資料ナンバー2-2を御参照していただきたいと思います。

起点の新旧の住所が表示されております。図面の左側四角く囲って括弧して旧と書かれているところが廃止する住所で、中ほど中央部に括弧して新と書いて四角で囲ったところが新しい地番ということになります。

それで上のほうに、実延長L＝33.05メートルと表示されていますが、この分が新たに延長として延びる分でございます。

それでは、議案集13ページに戻りまして、議案第50号町道路線の廃止についての条文を読ませていただきたいと思います。

道路法第10条第1項の規定により、次の路線を廃止する。

1、廃止する路線。

路線番号、16。

路線名、止若原野線。

起点、陸別町字陸別原野基線378番地の11。

終点、陸別町字鹿山1番地の1。

道路法第10条の第1項の規定とは、都道府県知事または市町村長は、都道府県道または市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部または一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

この条項によって、今回、路線を廃止するものでございます。

手続といたしましては、同法の第10条第3項の規定により、路線を廃止または変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならないという条文から、あらかじめ市町村議会の議決を経なければならないこととなっております。

今回一旦廃止いたします町道止若原野線についてでございますが、実延長は2,955.90メートル、幅員は4.0メートルの砂利道でございます。

次に、議案第51号町道路線の認定についてを説明いたします。

先ほど議案第50号で説明いたしましたが、道道津別陸別線の線形改良工事の供用開始により、町道止若原野線の起点が変わるために、議案第51号では当該路線を町道に認定するものでございます。

箇所図等につきましては、先ほど説明した資料のナンバー2-1と2-2でございます。

それでは、議案第51号町道路線の認定についての条文を読ませていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

1、認定する路線。

路線番号、154。

路線名、止若原野線。

起点、陸別町字陸別原野基線378番地19。

終点、陸別町字鹿山1番地1。

前段でも説明しておりますが、終点の位置については変更はございません。道道津別陸別線の線形改良工事の供用開始により、町道の起点の位置が変更されることにより、新たに町道に認定するものでございます。

道路法第8条第2項の規定は、市町村区域内に存する市町村道を認定する場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないという規定でございます。今回この規定により町道として新たに路線を認定するものでございます。

今回、町道路線に認定する止若原野線ですが、実延長で2,988.95メートルで、廃止と比べると、先ほど説明した実延長で33.05メートルの延長がふえることとなります。幅員については変更はございません。

なお、道道津別陸別線の線形改良工事の供用開始につきましては、11月20日ということで、現時点で説明を受けておりますが、工事の工程上早まる可能性は十分あるということで、建設管理部のほうから連絡を受けているところでございます。

以上、簡単でございますが、議案第50号町道路線の廃止について、議案第51号町道路線の認定についての説明とさせていただきます、以後、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第50号及び第51号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今、説明書の2-2、町道廃止・認定路線詳細図、これをちょっと確認しまして、道道津別陸別線が新起点、これがちょっとずれてくるのですが、町道上陸別線というのは、該当にはならないのですね。この点について。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 今、議員、中陸別原野線のことではないのですか。（渡辺議員「上陸別線です」と呼ぶ）上陸別線は該当はありません。

○議長（宮川 寛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第52号第5期陸別町総合計画の基本計画の変更について

○議長(宮川 寛君) 日程第8 議案第52号第5期陸別町総合計画の基本計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第52号第5期陸別町総合計画の基本計画の変更についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、第5期陸別町総合計画の基本計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思いません。

議案第52号第5期陸別町総合計画の基本計画の変更について。

陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、平成22年3月11日議決の第5期陸別町総合計画(基本構想)の基本計画を別紙のとおり変更するであります。

基本計画につきましては、皆様のお手元に配付されております、中段に基本構想、平成22年度から平成31年度、基本計画(変更後)平成28年度から平成31年度と書かれた基本計画について、変更をするものであります。

まず、総合計画につきましては、地域づくりの最も上位に位置づけられます行政計画でありまして、第5期陸別町総合計画は平成22年から平成31年度の10年間の計画として基本構想、基本計画、実施計画の三つの柱から作成されております。

このうち、基本構想につきましては、10年間の施策の大綱でありますので、変更や修正はございませんが、基本計画につきましては、諸環境の変化に対応するため中間年度で弾力的に見直すこととされております。このたび、計画書を変更しようとするもので、平

成 25 年 3 月に議決されました陸別町議会の議決すべき事件に関する条例におきまして、この基本計画につきましても議決の対象となっております。

また、今回の変更にあたりましては、昨年度策定しました陸別町人口ビジョン・総合戦略、陸別町過疎地域自立促進市町村計画との整合性も図っているところであります。

なお、この基本計画の変更につきましては、本年 8 月 1 日に陸別町まちづくり推進会議に諮問を行いまして、8 月 17 日に計画について適当と認めるという答申を受けておりますので、御報告をいたしたいと思っております。

それでは、これより、議案説明書の資料ナンバー 3-1 から資料のナンバー 3-16 の第 5 期陸別町総合計画変更後・当初基本計画対照表によりまして、変更箇所のための説明とさせていただきます。

また、別冊の基本計画の該当ページをお知らせしながら説明をいたしますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

議案説明書の資料ナンバー 3-1 をごらんください。

表の説明をいたします。

この表につきましては、左側が変更後、右側が当初の基本計画の掲載文となっております。左側から順に、今回別冊で配付しております変更後の基本計画の掲載ページ、その隣が基本計画、政策、施策の表題の番号とその内容、その隣の中央付近のページが当初の基本計画の掲載ページ、一番右側になりますが、こちらが変更後に対応する当初の基本目標、政策、施策の表題の番号とその内容となっております。

それでは、最初の項目から説明をさせていただきますと思っております。

最初の項目につきましては、基本目標の I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり、政策 1 の自然を活かした農業の振興、施策の（1）基盤の整備と経営の支援、これについてになります。

番号は、I-1-(1) というところの欄をごらんください。お配りしています別冊の計画書については、6 ページとなります。

ここで、主な施策の①農業生産基盤の整備の循環型農業の確立のところ、現在、酪農畜産クラスター協議会で調査研究が行われておりますことから、「家畜ふん尿などを原料としたバイオマスエネルギーの利活用について調査研究し、プラントを設置することにより家畜ふん尿の適正な処理と消化液などの有効活用を図ります。」という内容を追加するものであります。

また、②の農業経営の改善の効率的な農業経営による経営の安定では、「TMRセンター建設の検討を進め」というふうにしていたところを、TMRセンター建設に伴いまして、「農業コントラクターや酪農ヘルパー」の次に「及びTMRセンター利用の推進、哺育育成事業などに取り組むことにより、」という表現に変更するものであります。

続きまして、施策の（2）流通・販売対策の推進についてです。

番号は、I-1-(2) の欄になります。計画書は、10 ページです。

当町では、平成26年度から薬用植物の調査研究を開始しましたことから、主な施策の①陸別ブランドづくりのところで、陸別の特性を活かした「野菜等の研究（陸別ブランド）」としていたところを「野菜・薬用植物の研究」に変更しまして、内容に「また、薬用植物について、研究栽培を行い事業化に向けた調査研究を推進します。」と追加するものであります。

続きまして、政策の3、地域を支える活力ある商工業づくり、施策の（1）活力ある商工業の育成についてであります。

I-3-(1)の欄をごらんください。計画書は、15ページとなります。

ここでは、本年の議会6月定例会において議決をいただきました陸別町小規模企業振興基本条例に係る内容を追加しようとするものでありまして、基本方針の内容に「また、陸別町小規模企業振興基本条例に基づき、本町の約9割を占める小規模企業の振興に資する取り組みを行っていきます。」という内容を追加するものであります。

資料は、ナンバー3-2をごらんください。計画書は、16ページになります。

同じ施策の中の主な施策の①活力ある商工業等の振興の経営の支援におきましても、条例に基づきまして「商工業の振興を図るとともに小規模企業の成長発展及びその持続的発展のための取り組みを行います。」という内容を追加しまして、陸別町にあった商業体系の確立につきましては、昨年7月にオープンしました「陸別町商業活性化施設「コミュニティプラザ・ぷらっと」の運営や利用促進を図るための支援を行います。」という内容を追加するものであります。

続きまして、施策の（2）地域産業と連携したブランドづくりについてです。

番号は、I-3-(2)の欄となります。計画書は、18ページです。

ここでは、平成23年度からの取り組みを開始しましたりくべつチャレンジプロジェクトについてを追加するもので、主な施策の②新商品や加工品の開発・研究の促進に「りくべつチャレンジプロジェクトの推進」、その内容としまして「陸別町の地域資源を活用した事業開発と雇用の創出を図るための調査研究を進めます。また、地域おこし協力隊事業などを活用し、地域産業の活性化や担い手の育成を推進します。」という内容を追加するものであります。

続きまして、施策の（3）雇用の安定についてです。

番号は、I-3-(3)の欄になります。計画書は、19ページです。

ここでは、先ほど活力ある商工業の育成で説明をしました、陸別町小規模企業振興基本条例に絡みまして、基本方針におきまして、雇用対策において連携する産業等として農業や林業に「小規模企業等」を加えようとするものであります。

また、計画書の20ページになりますが、主な施策の①雇用の創造と安定化に「また、ハローワークと連携した無料職業紹介所の運営と新規雇用者採用における企業などの支援を行います。」という内容を追加するものです。

続きまして、政策の4、個性あふれる交流・観光拠点づくり、施策の（1）特色ある観

光資源の整備についてです。

番号は、Ⅰ－４－（１）の欄となります。計画書は、２１ページです。

ここでは、現状および課題におきまして、現状に合わせまして「ふるさと銀河線車両を使用した運転体験や乗車体験、トロッコ運転体験が行われています。」とし、「北海道道東自動車道」を「北海道横断自動車道網走線（十勝オホーツク自動車道）」と名称を変更するものであります。

また、計画書の２２ページになります主な施策につきましては、④ふるさと銀河線遺産の活用としまして「ふるさと銀河線りくべつ鉄道については、陸別町商工会と連携して整備、活用を進めます。」という内容を追加するものであります。

続きまして、資料ナンバー３－３をごらんください。

基本目標のⅡ、笑顔あふれる幸せづくり、政策の１、地域における、保健・医療環境づくり、施策の（２）地域医療の充実についてです。

番号は、Ⅱ－１－（２）の欄となります。計画書は、２９ページです。

ここでは、基本方針におきまして「広域医療圏による連携、医薬分業など、関係機関との連携強化に努める。」というふうに修正をしております。

続きまして、政策の２、次世代育成支援の充実、施策の（２）地域における子育て支援の充実についてです。

番号は、Ⅱ－２－（２）の欄をごらんください。計画書は、３４ページとなります。

ここでは、新たに取り組んでいます事業等について、主な施策に追加をしております。

①子育て支援の充実におきましては「満１８歳までの子どもに係る医療費の助成」、それから「出産子育て支援祝い金事業」、「給食費助成子育て支援事業」、これらを追加しまして、②保育所サービスの充実におきましては、「多子に対する、保育料の軽減を行います。」と追加をしております。また、③放課後児童対策では、対象を「小学校低学年」から小学校６年生までに拡大しましたことから、「小学生」と変更するものであります。

次に、政策の３、誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実、施策の（１）支え合うまちづくりについてです。

Ⅱ－３－（１）の欄をごらんください。計画書は、３６ページとなります。

ここでは、主な施策の①地域福祉推進体制の充実の地域と社会福祉協議会の機能充実、体制強化としまして、「さらに、福祉有償運送など、身体障がい者や高齢者の移送サービスの充実を図ります。」と追加をするものです。

次に、資料ナンバー３－４をお開きください。

施策の（２）障がい者福祉の充実についてです。

番号は、Ⅱ－３－（２）の欄をごらんください。計画書は、３７ページとなります。

ここでは、現状及び課題の中で、平成１８年に制定されました障害者自立支援法が平成２５年に障害者総合支援法として施行されたことに伴いまして、新法名を括弧書きで表記するというものであります。

続きまして、基本目標のⅢ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり、政策の1、豊かな自然環境と共生の環境づくり、施策の(2)秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備についてであります。

番号は、Ⅲ-1-(2)の欄をごらんください。計画書は、47ページから48ページとなります。

まず、現状及び課題につきまして、平成12年に策定した「第4期陸別町総合計画」を平成22年に策定した「第5期陸別町総合計画」と変更しまして、空き家等の対策の関係につきまして、「平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家所有者の管理責任や自治体の危険空き家などへの対応などが定められました。」という内容と、「また、平成27年度から空き家の実態調査を実施し、空き家の利活用、危険空き家などの撤去の促進を進めます。」という内容を追加するものであります。

また、主な施策の③快適な住宅環境の整備では、平成23年3月に陸別町公営住宅ストック活用計画を拡充しました陸別町公営住宅等長寿命化計画を策定しましたことから、その名称を変更するものであります。

さらに、空き家の利活用としまして、「空き家を住宅として利活用するための情報収集・情報提供に取り組みます。」と新たに追加をするものであります。

続きまして、資料ナンバー3-5をお開きください。

施策の(3)ごみの減量化と適正な処理についてです。

番号は、Ⅲ-1-(3)の欄となります。計画書は、49ページから50ページになります。

ここでは、現在、国の循環型社会形成推進基本法におきまして、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の考え方が導入されておりますことから、その内容に変更するとともに、現状および課題、基本方針、主な施策において文言を整理するというものであります。

また、主な施策のごみ収集の適正化において、必要な取り組みとしまして、「また、最終処分場の使用可能期限が平成30年度であることから、新たな処理体制の構築に努めます。」との一文を追加するものであります。

続きまして、施策の(4)良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理についてであります。

番号は、Ⅲ-1-(4)の欄をごらんください。計画書は、52ページとなります。

ここでは、主な施策の②適正な排水処理におきまして、平成25年度に陸別浄化センター長寿命化計画が策定されましたので、「適正な施設管理に努めるとともに陸別浄化センター長寿命化計画に基づき、計画的に施設の再整備を進めます。」という内容に変更するというものであります。

続きまして、資料のナンバー3-6をお開きください。

政策の2、利便性を高める交通と情報、施策の(1)道路網の整備についてであります

す。

番号は、Ⅲ－２－（１）の欄となります。計画書は、５５ページから５６ページです。

現状と課題におきまして、北海道横断自動車道網走線が（十勝オホーツク自動車道）、このように呼ばれるようになりましたことから、括弧書きを付しまして、平成２６年の陸別から北見間の事業再開によりまして、「小利別～北見」を「陸別～北見」に変更するというものであります。

さらに、交通事故発生時などの対応のため、「国道、道道などの幹線道路における携帯電話の不感地域があり、交通事故発生時などの緊急時の対応について対策を講じる必要があります。」という一文を新たに追加しました。

また、主な施策の①幹線道路網の整備促進におきまして、こちらにおきましても「また、携帯電話の不感地域の解消に向け関係機関等との協議を進めます。」と新たに加えるものであります。

続きまして、施策の（２）交通の確保についてです。

番号は、Ⅲ－２－（２）の欄をごらんください。計画書は、５７ページから５８ページになります。

ここでは、町内における移動手段についてを加えるもので、現状と課題に「その他の手段による町内輸送により利便性の向上に努める必要があります。」という内容にしまして、基本方針に「また、コミュニティバスやデマンドバスの運行など、町民のニーズに合わせた、町内輸送について検討します。」という内容を新たに加えるものであります。

資料ナンバー３－７をごらんください。

主な施策の①公共交通機関の確保におきまして、「町有バス」を「町内輸送」と変更しまして、「また、コミュニティバスやデマンドバスによる町内輸送など、町民のニーズに合わせた運行について検討します。」と内容を加えるものであります。

続きまして、施策の（３）情報ネットワークの整備についてです。

番号が、Ⅲ－２－（３）の欄となります。計画書は、５９ページから６０ページになります。

まず、現状と課題としまして、光ケーブルなどの高速通信網の整備などにより、急速に高度情報化が進んでおり、当町においても対応した基盤整備を進めていること、携帯電話の不感地帯の課題、防災行政無線の更新の必要性などを取り上げております。

これによりまして、基本方針におきましても、地域情報化の促進と行政の情報化の推進、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目指すとしまして、主な施策におきまして、高速通信網の維持管理と利活用、地上デジタルテレビ難視地域の解消、防災行政無線の設備更新、情報通信の活用について、内容を見直しまして、新たに加えました。

なお、主な施策の内容につきましては、資料ナンバー３－８に記載のとおりとなりますので御参照ください。

続きまして、政策の３、町民の安全・安心な暮らしの確保、施策の（１）災害防止対策

の推進についてです。

番号が、Ⅲ－３－（１）の欄となります。計画書は、６１ページから６２ページです。

まず、現状と課題に「また、平成２７年１１月の北海道電力（株）の高圧送電線の２ルート化整備終了により、大雪や強風による町内広範囲における長時間停電が発生する可能性は大幅に縮小しましたが、日ごろから災害や長時間停電に対する備えを心がける必要があります。」という内容を追加しております。

続きまして、資料ナンバー３－９をお開きください。

こちらで、また主な施策の③防災体制の強化に災害時の避難所の整備についての内容を追加しております。

続きまして、施策の（２）消防・救急体制の充実についてです。

番号は、Ⅲ－３－（２）の欄となります。計画書は、６３ページから６４ページです。

ここでは、平成２８年４月からとかち広域消防局がスタートしたことに伴いまして、現状と課題の内容についての全部を改めるというものであります。

また、主な施策の③救急・救助業務の充実強化におきましては、救急救助体制の強化として、「ドクターヘリの活用など医療機関との広域的な連携をさらに強化します。」という内容を加えるというものであります。

現状と課題の内容につきましては、説明を省略いたします。

続きまして、資料ナンバー３－１０をお開きください。

施策の（３）交通安全・防犯体制の推進についてです。

番号は、Ⅲ－３－（３）の欄となります。計画書は、６５ページです。

平成２６年に死亡事故が発生しまして、現状及び課題に「本町においては、平成２６年９月１８日に鹿山地区の道道津別陸別線で２の方が亡くなる事故が発生するまで６，２７４日間、死亡事故ゼロの期間が続きました。」と加えております。

続きまして、施策の（４）消費者対策の充実についてです。

番号が、Ⅲ－３－（４）の欄となります。計画書は、６７ページです。

現状及び課題の記載におきまして、消費者相談窓口の開設を現状に合わせまして「月１回」から「月２回」に変更するものです。

続きまして、施策の（５）冬季生活の向上についてです。

番号が、Ⅲ－３－（５）の欄となります。計画書は、７０ページです。

ここでは、主な施策におきまして、③寒さを活かしたまちづくりを④としまして、③として「町内二地域居住の促進」を新たな項目として加えております。「高齢者が住み慣れた地域に安心して生活するため、市街地から離れた地域に住む方の生活に支障が出る冬期間に、市街地で生活することができる体制整備を図ります。」という内容を追加するものです。

続きまして、資料ナンバー３－１１をお開きください。

基本目標のⅣ、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり、政策の１の生涯を通じて学

ぶ町民、施策の（２）学校教育の充実についてであります。

番号は、Ⅳ－１－（２）の欄となります。計画書は、７５ページから７７ページとなります。

まず、訂正をお願いします。変更後の最初の行に「現状および課題」の記載が漏れておりますので、加筆をお願いいたします。

ここでは、現状及び課題に「陸別の子は陸別で育てる」の考え方を柱に」という内容を加えまして、大規模な校舎や体育館の改修が既に終了しましたことから、下から４行目に「必要に応じて」という文言を加えるというものであります。

また、主な施策の①学校教育の充実には、昨年度から雇用しました英語指導助手について、「また、英語指導助手を活用した授業を中学校及び小学校等で展開し、英語による会話・コミュニケーション能力の向上と英語圏の文化や価値観についての理解を深めます。」という内容を追加するものであります。

なお、小・中学校の校舎等の耐震化の改修工事は既に終了しておりますことから、②小・中学校の環境整備の記載内容を「地域の避難所としての役割に十分配慮した施設整備に取り組みます。」と変更するものであります。

続きまして、資料ナンバー３－１２をお開きください。

今の引き続きになりますが、主な施策の③通学、修学支援の充実では、平成２７年度から学校給食が開始されましたので、「学校給食の検討」を「給食および食育の推進」とし、その内容についてを追加するものであります。

なお、計画書の７８ページに掲載されております教育関係の図表につきましては、図の差しかえがありますので、お知らせをしたいと思います。

続きまして、政策の２、誇り高きふるさと文化、施策の（２）文化財保護の推進についてです。

Ⅳ－２－（２）の欄となります。計画書は、８３ページから８４ページです。

現状及び課題では、史跡ユクエピラチャシ跡の整備事業の完了に伴いまして、「整備が具体化」を「事業が完了」と修正しまして、今後の予定として、「また、郷土資料の収蔵展示化を実施しており、平成２８年度には公開・活用を進めていく予定です。」と加えております。

また、関寛斎没後１００年に係る事業等も既に行われましたことから、「１００周年記念事業を実施し、その中で第４回寛斎セミナーが行われたほか、平成２７年度に関寛翁顕彰会が主催した札幌市での第５回寛斎セミナー開催事業を支援しています。」と記載内容を変更しております。

さらに、郷土資料等におけます新たな現状と課題についてを下から６行のとおりの内容として追加をするものであります。

続きまして、資料ナンバー３－１３をお開きください。

文化財保護の推進の主な施策としまして、②文化財の活用としまして、新たに「郷土資

料の活用」、「収蔵展示化した旧中斗満小学校の郷土資料の活用については、町民見学会等を積極的に実施し、郷土学習の一つとして位置づけます。」という内容を加えるものがあります。

続きまして、施策の（４）地域間交流・国際交流の推進についてです。

番号は、Ⅳ－２－（４）の欄をごらんください。計画書は、８７ページから８８ページとなります。

現状及び課題では、電機連合との交流事業について、「平成２０年に２０周年」というところを「平成２５年に２５周年」に変更しまして、カナダのラコーム町の後に「（現ラコーム市）」と加えるものであります。

主な施策の①地域間交流の促進、地域特性を通じた地域間交流の推進に「りくべつ鉄道」を加えております。

続きまして、資料ナンバー３－１４をお開きください。

同じく、主な施策の③になりますが、移住者受け入れの推進としまして、新たに移住・定住の取り組みにつきまして、記載のとおりの内容を追加しようとするものであります。

次に、基本目標のⅤ、豊かなふれあいが築くふるさとづくり、政策の１、地域と共に歩む行政、施策の（１）町民参加のまちづくりについてであります。

番号は、Ⅴ－１－（１）の欄をごらんください。計画書は、９１ページから９２ページとなります。

ここでは、現状及び課題におきまして、なかなか議論が進まない道州制に絡む記述を削除しまして、主な施策には、①まちづくりへの参画機会の拡充に、全国で取り組まれている地方創生につきまして、「官民が連携したまちづくりの推進（地方創生の取り組み）」、「町民と行政、また、他地域間での連携したまちづくりの取り組みを推進します。また、陸別町総合戦略を推進するための体制を構築し、各種施策を着実に推進します。」という内容を新たに加えるというものであります。

次に、施策の（２）情報の共有によるまちづくりについてです。

Ⅴ－１－（２）の欄をごらんください。計画書は、９３ページから９４ページとなります。

広聴の機会につきましては、現状及び課題におきまして、「町民からの意見を文書でいただく「町民から提案します」、町長とグループ・各種団体等が懇談する「まちづくり懇談会」を実施するなど」という内容を追加しております。

続きまして、資料のナンバー３－１５をお開きください。

この主な施策の①広報活動の充実では、インターネットを利用した広報活動におきまして、「また、ホームページ作成の町民の参加についての検討を進めます。」という内容から「また、SNSを活用して、町内はもとより、町外に向けても積極的な広報活動を進めます。」というふうに修正するというものであります。

また、②広聴機会の拡充では、「広聴窓口の利用方法」という記載を「各種広聴制度の

利用方法」という記載に変更しております。

次に、政策の3、開かれた行財政と安定した運営、施策の(1)安定した行財政運営についてです。

V-3-(1)の欄となります。計画書は、101ページから102ページになります。

政策の1でも説明しておりますが、現状及び課題におきまして、なかなか議論が進んでいない道州制に絡む記述を削除しております。

次に、基本方針のところでは、「健全な財政運営」を「健全で透明な財政運営」と修正しております。

また、主な施策におきまして、④健全な財政運営の町有財産の有効利用におきまして、「また、公共施設等総合管理計画を策定し、将来に向けて適正な更新等を進めます。」と加えるものであります。

最後になります、資料のナンバー3-16をお開きください。

施策の(2)広域行政による効率的な行政運営についてです。

V-3-(2)の欄となります。計画書は、103ページとなります。

ここでは、広域連携につきまして、現状及び課題に「広域での連携・共同事務を進めるほか、十勝定住自立圏による連携を強化します。」と加えるものであります。

また、基本方針におきまして、「網走管内」を「オホーツク地域」と修正しております。

以上、雑駁ではありますが、議案第52号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) 計画書の加筆をお願いしたいと思います。

34ページになります。主な施策の中の②育所サービスの充実ということで、保育所の「保」が抜けておりますので、加筆をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(宮川 寛君) 予定の時間が押しておりますけれども、この議案を終わらせたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

これから、質疑を行います。

まず、ページを区切って行い、最後に全体の質疑を行うことにします。

I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり、4ページから25ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番(久保広幸君) 計画書の19ページであります。

基本方針のところに、基幹産業である農業や林業及び小規模企業等となっているのです

が、小規模企業等というのは何度も出てきております町内企業の9割を占める、のくだりのことをここで想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） これについては、6月に議決をしていただきました小規模企業振興基本条例に基づく小規模企業を想定して記載をしております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） そういたしますと、ここでは基幹産業を一応規定していると。でありますから、農業、林業と来て、この小規模企業という表現がふさわしいのかどうかということですね。業種で来ていると思うのですよね。そのあたりはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 基幹産業ということでありまして、雇用の状況ということも含めまして小規模企業等と、雇用対策ということに記載をしております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 一応確認で、「等」というのは、残りの1割の部分を「等」で指しているということですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 「等」ということで、小規模企業だけではなくて、雇用の関係ということになりますと、それ以外の企業も入ってはきますので、そこは「等」という表現で含めております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 前段に説明であったのですが、議案の中で、町長の説明では8月17日にまちづくり推進会議を開いて、この計画を承認されたというか、認められてきたということなのではございますけれども、私、前にも一度まちづくり推進会議について、条例では10名で、今は7名ということで、3名補充した上でこういう会議を……。〈議長「谷議員、全体の質疑を行う時間があるので、そこでやったほうがいいのではないのでしょうか。〉と呼ぶ）そうですか。後から、議長の言うとおりにします。

議案の6ページの関係でお聞きしたいのですが、農業関係で、農業経営の体質強化で、あるいは効率的な農業経営を進めるということで、項目で新しくTMRセンターや哺育事業なのではございますけれども、近年見てみますと、農業経営の中で法人化というのですか、共同による法人化もあるけれども、個々の法人化、これは税対策なり、経営を見越していく上で必要な施策でないかと思うのですが、現在、法人化がどれくらい進んでいるのか、件数でどのくらいなのか、そういうような実態の中から、法人化を進めるというのは必要ではないかと思うのですが、その辺どうですか。

以上、お願いします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 主な施策の中では、特別に法人化の項目については記載はしておりませんが、分野別指標の成果ということでは、法人化も含めてなっております。法人化については、平成27年度では9法人というふうになっておりまして、目標では10法人というふうに取り組んでいるところでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） そういう経過等になっているのであれば、この計画の中にも法人化を、今言ったように、目標から見れば、あと1件足りないのですけれども、進めるといふ項目を入れたほうがよりベターなのではないかと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 大変申し訳ございませんでした。

5ページの本文の下から4行目に、法人化の推進ということで、「ゆとりある農業経営への転換などを進めるとともに、法人化の推進」ということで記載をしております、先ほどの目標も、これに沿ったものというふうになります。大変申し訳ございません。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に行きます。

次に、Ⅱ、笑顔あふれるしあせづくり、26ページから42ページまで。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 議案書とこちらの計画のあれとでは、ページ数的にわからない面もあるのですけれども、いわゆる議案書の34ページのⅡ-2-(2)ですか、子育て支援の関係で、近年、NHKの報道でもいろいろ問題になったのですけれども、いわゆる子育てというか、子どもに対する貧困の問題というのが、今、社会的に問題になっているのですけれども、当町においてはそういうものは見受けられないのか、それとも見受けられる方法をどのように対策として取り組んでいるのか、その辺についてを教育のサイドでお答え願います。（議長「何ページですか。」と呼ぶ）34ページの子育て支援関係。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 子育て支援関係でありますけれども、毎年行っているもので予算づけ等もしておりますけれども、要保護であるとか、準要保護の関係での教材等の助成があります。現在、陸別町においては要保護児童世帯はありませんけれども、準要保護ということで、例えば学用品費ですとか、通学用品費とか、そういうものについては、小学生、それから中学生についての助成は毎年引き続き実施をしているというような状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 大変恐縮な質問になろうかと思うのですが、カナダ研修に中学生ですか、行くと思うのですが、その中で不参加の子どもがいるというのは、あくまでも個人の自由選択で行く行かないを決めると思うのですが、そういった意味で、今、行かない方について、立ち入るわけにもいかないかもしれないのですが、それなりの推測として、貧困の部類に入るのかなという面もあるけれども、そういうことはないのですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 直接的に私たちの耳に経費が払えなくて行けないのだというような声は聞いておりませんが、ただ、推測としてはあり得るかもしれません。実際に、中学2年生がカナダに行って、自己負担が10万円ということになります。それ以外の費用については交付金として、ことしについては23万円程度交付金を出して、ことしも出発するという予定となっておりますけれども、ただ、過去、行かない子どもたち、主な理由としましては、やはり外国での生活が不安だとか、例えば飛行機に長時間乗るのが不安だとかということもあります。谷議員おっしゃるとおり、10万円の経費が難しくという部分ももしかしたらあるかもしれませんが、現状といたしましては、それが全てで不参加になっているというふうには捉えておりません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり、44ページから70ページまで。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） これは理由を整理していただきたいという質問でございます。

55ページ、56ページ、ここで道路の路線標示であります。先ほど、変更して網走線（十勝オホーツク自動車道）に直した部分もありますし、北海道横断自動車道、そのまま残っております。それぞれ理由があつて残すものは残し、変えるものは変えたと思いますが、一応整理の意味で、御説明いただきたいと思えます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） こちらについては、同様の路線でありますので、こちらの方の記載ミスでございます。括弧書きが追加されるのが正しいかと思えます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、答弁いただいたのですが、例えば55ページでありましたら、十勝オホーツク自動車道を加えたということは、足寄インターから北見道路、美幌バイパスも含めて網走までの道路の工事の完成を想定したというふうに捉えるということですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） こちらの名称につきましては、訓子府インターの開通に伴いまして、この名称がつけられたものであります。小利別からの高速道路につきましても、この名称を使うということで統一されましたので、今回、この名称をここに新たに入れたものであります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、記載ミスという言葉の前段でいただいたのですけれども、間違いではないのではないかなと自分は思っているのですけれども、例えば56ページの場合、北海道横断自動車、前段で道央圏まで入っていますので、ほかに、例えば北海道横断自動車でありましたら、根室線というのもありますよね。これもまだ工事中でありますから、ここではこれも含めて記載したのかなと思っただけです。そういうくくりで書いたのかなと思っただけですけれども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 先ほどの答弁は訂正させていただきます。議員御指摘のとおりです。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり、72ページから88ページまで。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 83ページのIV-2-(2)、現状及び課題で書いてあって、文化関係の関寛斎の顕彰会とか、そういうのがあるのですけれども、当町はもちろん農業地帯でもあるので、そういうことを考えていったときには、馬に対する文化というのが掘り下げた形で見直していくというのが必要でないかと思うのですけれども、馬文化についてはどうですか。教育委員会関係。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 文化財等について、今、谷議員のほうから馬文化についての御質問がありましたけれども、大変申し訳ありませんけれども、私のほうで勉強不足ということで、現在、馬文化について、特に教育委員会として推し進めている状況ではありません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） これも、先ほどの一般質問とちょっと関連、さっきは人間ですけれども、やはり産業を振興してくる上で、林業も農業も含めて、やはり馬文化に対する、十勝の競馬場のところにある馬文化の関係で、いろいろ資料等があるのですけれども、当町もそれなりの活字か何かにする方策というのは当然とって行って、今の機械化してきた過程の中にそういうものがあるというものも掘り下げる必要があると思うので、今、次長

のほうから勉強不足とありましたけれども、今後、そういうものも取り組んでいける姿勢をひとつ示してほしいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 馬文化ということで特化したようなお答えにはなりませんけれども、ちょうどことし、郷土資料室を今時期に開設できる準備というふうになっております。もう2年ぐらい前から文化財保護委員会の皆さんの協力も得ながら郷土資料を収集等、今着手しているところでもありますけれども、例えば昔からの馬具だとか、農耕機で使ったものについても、当然、今展示をしております。

昔からの知恵を引き継いでいくということは大切なもので、例えば四、五十年前の人たちにとっては当たり前なのが、今の、例えば私たちもそうですけれども、子どもたちについては、初めて見るようなもので、このものがどうやって使うのかもわからないということがありますので、今言ったように馬文化に特化したというものではありませんけれども、いろいろな馬を活用した農耕機具等も今の郷土資料室にありますので、その辺も含めた郷土資料としての周知、それから児童生徒にもその辺、実際に行っていただいて、見てもらって、昔からの知恵を今の子どもたちにぜひ引き継いでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり、90ページから103ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、全体の質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほどちらっと言いましたのですけれども、政策、計画を立てるに当たりまして、まちづくり推進会議の諮問の形だったと思うのですけれども、私、前に条例で見ると10人の委員ということだったのですけれども、現状的には7人だったのですよね。3人ちゃんと補充して、10人の構成の中で審議されてきたのかどうか。そして、立ち入ることでもないけれども、立ち入りますけれども、実際に会議の中で10人、もしいたとすれば、全員参加のもとでこういう諮問への結果が出てきたということによろしいのかどうか。

そして意見が、これについて何かがあったのか、あって加除したのか。その辺がもし把握できれば、ちょっと知らせてほしいのですけれども、お答え願います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まちづくり推進会議委員につきましては、4月1日から10名、定員になっております。

今回の計画の諮問に当たりましては、欠席がちょっとはつきりは出てこないのですけれども、2人が欠席だったと思います。必要であれば後ほどお答えしたいと思います。その中で、8月1日に諮問を行っておりまして、書類につきましては、計画書と新旧対照表、それから成果指標について事前に委員の皆さんに送付をさせていただきまして、意見について17日にいただきますということで招集をしております。その中で、意見につきましては、実際のところございませんでした。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） この計画の中に、一緒に実施計画実績というのがあるのですけれども、その中で、この7年、8年、全く実績が上がっていないものがあるのですけれども、それに対しては、これから何か動きはありますか。特に、IVとVに何個かあるのですけれども。実績の41ページの生涯学習関連ホームページと、生涯学習情報誌発刊と、あと最後の女性団体リーダー養成講習会派遣事業というのがあるのですけれども。（議長「どの資料を言っているの。きょうの、配られている資料。」と呼ぶ）

議運。（議長「議員協議会のとき資料」と呼ぶ）そうです。そのときに、実施計画実績の別冊3というのと一緒にいただいているのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 大変申し訳ありません。今の質問は実施計画の実績で、議員協議会で配られた資料の中身のところですね。大変申し訳ありません。質問の主旨を再度お願いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） この資料の41ページに、生涯学習関連ホームページ開設事業と、その下に生涯学習情報誌発刊事業、それと最後の51ページに、女性団体リーダー養成講習会派遣事業というのが、計画事業費はあがっているのですが、一度も実績の事業費が出ていないのですけれども、これについては、今後、何か開催する動きはありますか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 女性団体リーダー関係でありますけれども、さきの議員協議会等でもお話をさせていただきましたけれども、現状で、なかなか女性団体リーダーの中身については、教育委員会が主催主導としての形の中での動きというのはちょっと停滞をしているというのが事実であります。

今回、総合計画の中では、一応、見込みとして全くゼロという形ではありませんけれども、何かを起こしたいということでありますけれども、今後、今回の中に反映はしているところではありませんけれども、次期の総合計画等では今の形と違った形での取り組みの仕方を考えたいというふうに思っております。例えば女性たちが活動していく中で、例えば、今、女性の方たちに特に協力いただいているところにつきましては、学校支援であるとか、子育て支援でありますとか、特にまちづくりの一環としての協力をいただい

るということでありますので、各単体の女性団体のリーダー等の独自の動きということではなくて、まちづくり全体の中での活躍の場をもう少し見つけていければなというふうに思っております。今のこの形の実施計画の中では、ちょっとまだ動きがはっきりしないというのが事実であるということですので御了解いただければと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号第5期陸別町総合計画の基本計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本日の会議はこれまでとし、あすに延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

◎延会宣告

○議長（宮川 寛君） これにて延会いたします。

延会 午後 4時41分